

令和 5 年度（2023 年度）
熊本県計画に関する事後評価

令和 7 年 1 月
熊本県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(実施状況)

【医療分】

- ・医療法に基づき設置した件及び地域医療構想調整会議において、目標達成状の報告を実施

【介護分】

- ・熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門部会保健福祉部会で審議

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・特に意見なし

2. 目標の達成状況

令和5年度熊本県計画に規定した目標を再掲し、令和5年度終了時における目標の達成状況について記載。

1 目標

■熊本県全体

1 目標

熊本県においては、安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供を目指し、以下のとおり目標を設定する。

①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

○高齢化が進展し、医療需要が増加する一方で、人材や施設などの医療資源が限られた中であっても、県民が安心して暮らしていくため、安定的かつ継続的にサービスを受けられるよう、医療機関が病床機能を含めた医療機能の分化・連携に自主的に取り組み、患者の状態に応じた医療提供を目指す。

○「くまもとメディカルネットワーク」を将来にわたって自立・持続可能なシステムとして構築・運用することで、県民の病気などの状態に応じた質の高い医療や介護サービスの提供を目指す。

【定量的な目標値】

指標名	計画(※)策定時		目標
2025年に不足が見込まれる病床機能が増加した構想区域数	—	⇒	10 構想区域 (R7 年度)
「くまもとメディカルネットワーク」に参加している県民数	2,990 人 (H29 年 10 月)	⇒	50,000 人 (R4 年 3 月)
脳血管疾患の年齢調整死亡率（人口 10 万対）	男性：33.9 女性：19.2 (H27 年)	⇒	男性：24.2 女性：13.1 (R5 年)
虚血性心疾患の年齢調整死亡率（人口 10 万対）	男性：16.2 女性：6.3 (H27 年)	⇒	男性：10.7 女性：3.8 (R5 年)

※第7次熊本県保健医療計画（平成30年度～令和5年度）（以下同様）

②居宅等における医療の提供に関する目標

○2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築を進め、関係機関や多職種が連携して在宅医療を提供し、県民が希望する身近な地域で安心して暮らすことができる体制や仕組みの構築を目指す。

【定量的な目標値】

指標名	計画策定時		目標
在宅療養支援病院数	42 施設 (H29 年 10 月)	⇒	50 施設 (R5 年 10 月)
在宅療養支援歯科診療所数	226 施設 (H29 年 10 月)	⇒	250 施設 (R5 年 10 月)
県内における薬局に占める薬剤訪問指導を実施している薬局の割合	29% (H29 年 3 月)	⇒	40% (R5 年 3 月)
居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用者の割合	9.7% (H29 年 4 月)	⇒	12.2% (R5 年 4 月)

③介護施設等の整備に関する目標

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム 7 カ所 (63 床)
※地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成のみ
※2 カ所 (27 床) に計画変更予定
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 8 カ所 (81 床)
※地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成のみ
※1 カ所 (6 床) に計画変更予定
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所
※1 カ所 (9 床) に計画変更予定
- ・介護付きホーム 2 カ所 (95 床)
※うち 1 カ所 (45 床) は地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成のみ
※0 カ所に計画変更予定
- ・介護療養型医療施設の転換整備 4 カ所 (84 床)
※介護施設等の開設・設置に必要な準備経費等に対する補助のみ
※0 カ所に計画変更予定
- ・介護療養型医療施設の転換整備 0 カ所
※地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成のみ
※2 カ所 (24 床) に計画変更予定
- ・広域型施設の大規模修繕・耐震化整備 0 カ所
※2 カ所 (80 床) に計画変更予定
- ・特養・併設ショートオブライバシー保護の改修 0 カ所
※1 カ所 (36 床) に計画変更予定
- ・看取り環境の整備 0 カ所
※5 カ所に計画変更予定

- ・介護予防拠点の整備 0カ所
※25カ所に計画変更予定
- ・簡易陰圧装置の設置 0事業所
※17事業所に計画変更予定
- ・ゾーニング環境の整備 0事業所
※7事業所に計画変更予定
- ・宿舍施設の整備 0カ所
※3カ所に計画変更予定

④医療従事者の確保に関する目標

(医師)

- 総合的な医師確保対策や医師派遣調整など、地域の医療を県全体で支える仕組みを構築し、地域における医療提供体制の強化と医師数の地域格差の解消を目指す。

(歯科医師・歯科衛生士)

- 医科と歯科が機能的に連携することで、県民のニーズに応じた歯科医療提供体制の整備を目指す。

(薬剤師)

- 研修等による就業促進により必要な薬剤師を確保するとともに、かかりつけ薬剤師の役割を発揮できるよう薬剤師や在宅訪問を行う薬剤師を育成し、地域包括ケアシステムの充実につなげる。

(看護職員)

- 県民が住み慣れた地域で、自らの希望に沿った健康な生活や療養生活を送ることを支えるため、看護職員が質の高い看護を提供しながら、生き生きと働き続けることができるようにする。

(その他の保健医療従事者)

- チーム医療や地域連携の推進に必要な保健医療従事者を要請、確保し、医療需要の変化に対応した地域における医療提供体制の整備を目指す。

【定量的な目標値】

(医師)

指標名	計画策定時		目標
自治医科大学卒業医師及び医師修学資金貸与医師の地域の医療機関への配置人数	15人 (H29年4月)	⇒	46人 (R5年度)
初期臨床研修医のマッチング率	79.1% (H29年10月)	⇒	90.0%以上 (R5年度)
勤務環境改善計画の策定病院数	14施設 (H29年度)	⇒	120施設 (R5年度)

(歯科医師)

指標名	計画策定時		目標
がん診療医科歯科連携紹介患者数	1,140 人 (H29 年 3 月)	⇒	2,000 人 (R5 年 3 月)

(薬剤師) ※再掲

指標名	計画策定時		目標
県内における薬局に占める薬剤訪問指導を実施している薬局の割合	29% (H29 年 3 月)	⇒	40% (H35 年 3 月)

(保健師・助産師・看護師・准看護師)

指標名	計画策定時		目標
県内出身の看護学生の県内就業率	71.4% (H28 年度卒)	⇒	80.0% (R5 年度卒)
病院新卒常勤者離職率	6.9% (H27 年度)	⇒	6.3% (R5 年度末)
ナースセンターの支援による再就業者数	384 人 (H28 年度)	⇒	624 人 (R5 年度)
勤務環境改善計画の策定病院数 (再掲)	14 施設 (H29 年 4 月)	⇒	120 施設 (R5 年度)

⑤介護従事者の確保に関する目標】

- 本県においては、令和 7 年度において 2,248 人の介護職員の不足が見込まれており、当該不足を解消するため、広報・啓発、多様な人材の参入促進、職員の定着促進、の 3 つの観点から総合的に介護人材の確保・定着に向けた取組みを進めていく。
- 広報・啓発
 - ・ 広く県民に対し介護職の魅力や専門性等を PR するための各種広報・啓発実施
- 多様な人材の参入促進
 - ・ 将来的な介護人材となる若者への重点的働きかけ
 - ・ 就労希望者や潜在的有資格者の就労促進のための研修等の実施
- 職員の定着促進
 - ・ 職員のキャリアアップ支援
 - ・ 事業者に対する主体的取組みの必要性についての意識啓発等

【定量的な目標値】

- ・介護職員の不足の解消に向けた取組みを進めるとともに、併せて介護人材の資質の確保・向上、環境整備等を図っていく。

第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げる数値目標のうち、関連性の高いもの

目標	単位	令和元年度 実績	令和5年度 末目標値
介護従事者の養成校（大学、短大、専門学校、高校）の定員充足率	%	44.7	60
介護職員の不足感を感じていない事業所の割合	%	37.3	56
介護ロボット・ICT 機器を導入している入所施設の割合	%	21.9	50
居宅サービス利用者数に占めるケアプラン点検件数割合が5%以上である市町村数	市町村	35	45
認知症初期集中支援チームの年間訪問実人数	人	227	304
チームオレンジを構築している市町村数	市町村	0	34
認知症サポーターが参画するSOSネットワーク等を構築している市町村数	市町村	38	45

2 計画期間

令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

□熊本県全体（達成状況）

1 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

●2025 年に不足が見込まれる病床機能が増加した構想区域数

1) 目標の達成状況

5 構想区域（R4 年度）

2) 見解

目標（10 構想区域）には届かなかったが、着実に増加しており更なる増加を進める。

●「くまもとメディカルネットワーク」に参加している県民数

1) 目標の達成状況

2,990 人（H29.10）⇒119,269 人（R6.3 末）

2) 見解

目標（50,000 人（R4.3））を達成。引き続き、更なる参加者数の増加を図る。

●脳血管疾患の年齢調整死亡率（人口 10 万対）

1) 目標の達成状況

男性 33.9%、女性 19.2%（H27・昭和 60 年モデル人口）

男性 102.7%、女性 65.3%（H27・平成 27 年モデル人口）

⇒男性 84.8%、女性 54.4%（R2・平成 27 年モデル人口）

2) 見解

脳血管疾患の年齢調整死亡率低下に向け、今後も関連の取組みを加速化させる。

●虚血性心疾患の年齢調整死亡率（人口 10 万対）

1) 目標の達成状況

男性 16.2%、女性 6.3%（H27・昭和 60 年モデル人口）

男性 43.8%、女性 22%（H27・平成 27 年モデル人口）

⇒男性 33.4%、女性 16.4%（R2・平成 27 年モデル人口）

2) 見解

虚血性心疾患の年齢調整死亡率低下に向け、今後も関連の取組みを加速化させる。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

●在宅療養支援病院数

1) 目標の達成状況

計画策定時の 42 施設から 17 施設増加し、59 施設となった（R5.10）。

2) 見解

在宅療養支援病院数の増加により、在宅医療提供体制の整備が一定程度進んだが、今後も関連の取組みを加速化させる必要がある。

●在宅療養支援歯科診療所数

1) 目標の達成状況

計画策定時の 226 施設から 19 施設減少し、207 施設となった（R5.10）。

2) 見解

計画策定時から在宅療養に取り組む歯科診療所数は増加してきたが、施設基準の見直しにより基準に満たない歯科診療所が一定数存在し、減少となった。

●県内における薬局に占める薬剤訪問指導を実施している薬局の割合

1) 目標の達成状況

計画策定時の 29%から 16.3 ポイント上昇し、45.3%となり、目標値を上回っている。(R4 年度末)

2) 見解

在宅訪問薬局の支援を強化したことで実施薬局が増加し、目標の達成につながった。引き続き薬剤訪問指導を実施する薬局の増加を図る。

●居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用者の割合

1) 目標の達成状況

計画策定時の 9.7%から 14.7% (R6.4) となり、目標は達成する見込み。

2) 見解

居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用者の割合の上昇により、在宅医療提供体制の整備が一定程度進んだが、今後も取組みを加速化する必要がある。

③ 介護施設等の整備に関する達成状況

1) 目標の達成状況

- ・認知症高齢者グループホーム 0カ所
※2カ所は令和6年度に繰越
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 0カ所
※1カ所は令和6年度に繰越
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 0カ所
※1カ所は令和6年度に繰越
- ・介護療養型医療施設の転換整備 2カ所
- ・広域型施設の大規模修繕・耐震化整備 0カ所
※2カ所は令和6年度に繰越
- ・特養・併設ショートプライバシー保護の改修 0カ所
※1カ所は令和6年度に繰越
- ・看取り環境の整備 4カ所
※1カ所は令和6年度に繰越
- ・介護予防拠点の整備 6カ所
※19カ所は令和6年度に繰越
- ・簡易陰圧装置の設置 5事業所
※12カ所は令和6年度に繰越
- ・ゾーニング環境の整備 2事業所
※5カ所は令和6年度に繰越
- ・宿舍施設の整備 0カ所

※ 3カ所は令和6年度に繰越

2) 見解

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行った。整備計画の見直し等により、一部事業は令和5年度中に完了しなかった。

④ 医療従事者の確保に関する目標

●自治医科大学卒業医師及び医師修学資金貸与医師の地域の医療機関への配置人数

1) 目標の達成状況

計画策定時の15人から32人増加し、46人となった（R5年度末）。

2) 見解

県が実施している医師確保対策事業などの効果により、増加したと考えられる。今後もこの取組みを推進する。

●初期臨床研修医の募集定員の充足率

1) 目標の達成状況

計画策定時の79.1%から9.2ポイント減少し、69.9%となった（R5年10月）。

2) 見解

県内の臨床研修医の定員数が増加した一方（平成29年度139人→令和5年度143人）、マッチ者数は減少している（平成29年度110人→令和5年度100人）。マッチ者数を増やし、充足率の増加を図るため、県が実施している臨床研修指導医の育成支援や、県内の全臨床研修病院での臨床研修病院合同説明会への参加等を継続していく必要がある。

●勤務環境改善計画の策定病院数

1) 目標の達成状況

計画策定時の14施設から124施設増加し、138施設へ増加した（R5年度）。

2) 見解

医療勤務環境改善支援センターにおける医業経営アドバイザー及び医療労務管理アドバイザーの継続的な支援により、県が指定する15の地域医療拠点病院の勤務環境改善計画策定につなげた。引き続き、拠点病院を中心に県内医療機関に対するPDCAの取組みへの支援や、令和6年度（2024年度）から適用される医師の時間外労働上限規制を含む働き方改革を着実に進めるため、勤務環境改善の必要性の周知啓発と働きやすい職場づくりの取組みへの支援・助言を強化していく。

●がん診療医科歯科連携紹介患者数

1) 目標の達成状況

計画策定時の1,140人から4,441人へ増加した（R4年度末）。

2) 見解

県内すべての国指定と県指定のがん診療連携拠点病院と協力をし、各関連事業取り組みの結果、がん連携登録歯科医師数が増加した。今後も取り組みを進めていく。

●県内における薬局に占める薬剤訪問指導を実施している薬局の割合（再掲）

1) 目標の達成状況

計画策定時の 29.0%から 16.3 ポイント上昇し、45.3%となり、目標値を上回っている。（R4 年度末）

2) 見解

在宅訪問薬局の支援を強化したことで実施薬局が増加し、目標の達成につながった。引き続き薬剤訪問指導を実施する薬局の増加を図る。

●県内出身看護学生の県内就業率

1) 目標の達成状況

計画策定時点の71.4%から4.4ポイント上昇し、75.2%となった（R5年末）。

2) 見解

県内就業率上昇のため、今後はさらに県内における看護職員の安定的な確保に向けた取り組みを継続していく必要がある。

●病院新卒常勤看護職員の離職率

1) 目標の達成状況

計画策定時点の6.9%から0.4ポイント上昇し、7.3%となった（R5年度）。

2) 見解

離職率を改善させることで、県内における看護職員の安定的な確保と、勤務環境改善等、離職者の減少に資する取り組みを継続する必要がある。

●ナースセンターの支援による再就業者数

1) 目標の達成状況

計画策定時点の384人から43人増加し、427人となった（R5年度）。

2) 見解

再就業を希望する求職者数と就業施設側の求人者数はいずれも増加傾向にあるものの、更なるマッチング強化により、再就業者数の増加を図る必要がある。

⑤介護従事者の確保に関する達成状況

1) 目標の達成状況

目標	単位	令和元年度実績	令和5年度末目標値	令和5年度実績
介護従事者の養成校（大学、短大、専門学校、高校）の定員充足率	%	44.7	60	33.8
介護職員の不足感を感じていない事業所の割合	%	37.3	56	32.0
介護ロボット・ICT 機器を導入している入所施設の割合	%	21.9	50	44.4

居宅サービス利用者数に占めるケアプラン点検件数割合が 5%以上である市町村数	市町村	35	45	35
認知症初期集中支援チームの年間訪問実人数	人	227	304	257
チームオレンジを構築している市町村数	市町村	0	34	11
認知症サポーターが参画する SOS ネットワーク等を構築している市町村数	市町村	38	45	38

2) 見解

第 8 期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げる数値目標のうち、関連性の高いものについては、令和元年度実績から伸びており、今後の伸びも期待できる。

2 目標の継続状況

- ☒ 令和 6 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 6 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■熊本・上益城医療介護総合確保区域

1 目標

本区域では、安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供を目指し、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

○高齢化が進展し、医療需要が増加する一方で、限られた資源の中でも市民が安心して暮らしていくため、安定的かつ継続的に医療を受けられるよう、医療機関が医療機能の分化・連携に自主的に取り組み、患者の状態に応じた医療提供を目指す。

(旧熊本医療介護総合確保区域)

指標名	計画策定時		目標
かかりつけ医を決めている人の割合	74.2% (H29年3月)	⇒	80%

② 居宅等における医療の提供に関する目標

○地域包括ケアシステムの構築に向け、住民が住みなれた地域で安心して生活できるよう、多職種や関係機関が連携した在宅医療・介護等の提供体制の整備を目指す。

(旧熊本医療介護総合確保区域)

指標名	計画策定時		目標
訪問診療実施件数	5,056件 (H26年9月)	⇒	8,000件 (R5年度)
訪問診療を受ける患者数	2,864人 (H29年度)	⇒	4,020人 (R5年度)
自宅や施設における死亡者数	16.9% (H28年度)	⇒	20.5% (R5年度)
在宅療養歯科診療所数	90箇所 (H29年度)	⇒	100箇所 (R5年度)
在宅訪問に参画する薬局の割合	30.5% (H28年度)	⇒	40% (R5年度)

(旧上益城医療介護総合確保区域)

指標名	計画策定時		目標
訪問診療を受ける患者数	248人 (H29年)	⇒	384人 (R5年末)
訪問診療を実施する病院、診療所数	16施設 (H29年)	⇒	22施設 (R5年末)
居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率	11.1% (H29年4月)	⇒	12.2% (R5年末)

③ 介護施設等の整備に関する目標

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

(旧熊本医療介護総合確保区域)

- ・認知症高齢者グループホーム 1カ所 (9床)
※地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成のみ
※2カ所 (27床) に計画変更予定
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 7カ所 (63床)
※地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成のみ
※1カ所 (6床) に計画変更予定
- ・介護付きホーム 2カ所 (95床)
※うち1カ所 (45床) は地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成のみ
※0カ所に計画変更予定
- ・介護療養型医療施設の転換整備 3カ所 (67床)
※介護施設等の開設・設置に必要な準備経費等に対する補助のみ
※0カ所に計画変更予定
- ・広域型施設の大規模修繕・耐震化整備 0カ所
※1カ所 (50床) に計画変更予定
- ・特養・併設ショートオブプライバシー保護の改修
※1カ所 (36床) に計画変更予定
- ・看取り環境の整備 0カ所
※1カ所に計画変更予定
- ・簡易陰圧装置の設置 0事業所
※5事業所に計画変更予定
- ・ゾーニング環境の整備 0事業所
※1事業所に計画変更予定
- ・宿舍施設の整備 0カ所
※1カ所に計画変更予定

(旧上益城医療介護総合確保区域)

- ・介護療養型医療施設の転換整備 1カ所 (17床)
※介護施設等の開設・設置に必要な準備経費等に対する補助のみ
※1カ所 (13床) に計画変更予定
- ・介護予防拠点 0カ所
※8カ所に計画変更予定
- ・簡易陰圧装置の設置 0事業所
※2事業所に計画変更予定

※以下の目標は、区域に特化した取組みを実施しないことから、熊本県（全県）と同様の目標とする（以下の区域も同様）。
【医療従事者の確保に関する目標】
【介護従事者の確保に関する目標】

2 計画期間

令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

□熊本・上益城医療介護総合確保区域（達成状況）

1 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

●かかりつけ医を決めている人の割合

1) 目標の達成状況

70%（令和4年度）で未達成

※数値は、熊本市第7次総合計画市民アンケートより

2) 見解

かかりつけ医を決めている人の割合は減少しており、かかりつけ医をもつことの意義やメリット等を引き続き、住民に啓発していく必要がある。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

●訪問診療実施件数

1) 目標の達成状況

9,152件（令和2年度）であり、目標を達成している。※数値は、熊本市のみ

2) 見解

訪問診療実施件数は増加しているが、さらなる高齢化の進展や療養病床から在宅・介護療養への移行等による追加的需要が見込まれる。また、訪問診療実施医療機関数は微増であり、1医療機関あたりの負担が大きくなならないよう、今後も訪問診療実施医療機関を増やす取組が必要。

●訪問診療を受ける患者数

1) 目標の達成状況

4,554人（令和4年度）であり、目標を達成している。

2) 見解

高齢化の進展や在宅・介護療養への移行に伴い、今後も訪問診療を希望する患者の増加が見込まれるため、引き続き、訪問診療を実施する医療機関を増やす取組を強化する必要がある。

●自宅や施設における死亡者数

1) 目標の達成状況

自宅や施設における死亡者数の割合は26.3%（令和4年度）で目標を達成している。

2) 見解

引き続き自宅や施設等の地域で看取りができる体制整備を強化する必要がある。

●在宅療養歯科診療所数

1) 目標の達成状況

計画策定時の90箇所から83箇所（令和5年10月）に減少している。

※数値は、熊本市のみ

2) 見解

在宅療養歯科診療所数は減少しており、在宅での歯科診療や医科歯科連携などの普及啓発が必要。

●在宅訪問に参画する薬局の割合

1) 目標の達成状況

令和4年度で46.3%となり、目標を達成している。

2) 見解

当該目標に対する実施割合は増加しており、引き続き薬剤訪問指導を実施する薬局の増加を図る必要がある。

(旧上益城医療介護総合確保区域)

●訪問診療を受ける患者数

1) 目標の達成状況

464人(令和4年)であり、目標を達成している。

2) 見解

今後も訪問診療を希望する患者の増加が見込まれるため、引き続き、在宅医療に関する啓発活動や訪問診療を実施する医療機関を増やす取組を強化する必要がある。

●訪問診療を実施する病院、診療所数

1) 目標の達成状況

計画策定時の16施設から3施設増加し、19施設(令和4年)となったが、目標の22施設には達していない。

2) 見解

訪問診療を実施する病院・診療所は、20施設(令和2年)をピークに減少に転じている。今後も住民が安定的に訪問診療を受けることができるよう、訪問診療を実施する医療機関を増やす取組を強化する必要がある。

●居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率

1) 目標の達成状況

14.5%(令和5年4月)であり、目標を達成している。

2) 見解

今後も訪問看護を希望する利用者の増加が見込まれるため、引き続き、在宅医療に関する啓発活動や訪問看護ステーションを含む関係機関の連携体制整備の取組を強化する必要がある。

③介護施設等の整備に関する達成状況

1) 目標の達成状況

(旧熊本医療介護総合確保区域)

- ・認知症高齢者グループホーム 0カ所
※2カ所(27床)は令和6年度に繰越
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 0カ所
※1カ所(6床)は令和6年度に繰越
- ・広域型施設の大規模修繕・耐震化整備 0カ所
※1カ所(50床)は令和6年度に繰越

- ・特養・併設ショートのパライバシー保護の改修 0カ所
※1カ所(36床)は令和6年度に繰越
- ・看取り環境の整備 1カ所
- ・簡易陰圧装置の設置 0事業所
※5カ所は令和6年度に繰越
- ・ゾーニング環境の整備 0事業所
※1カ所は令和6年度に繰越
- ・宿舎施設の整備 0カ所
※1カ所は令和6年度に繰越

(旧上益城医療介護総合確保区域)

- ・介護療養型医療施設の転換整備 1カ所(13床)
- ・介護予防拠点 1カ所
※7カ所は令和6年度に繰越
- ・簡易陰圧装置の設置 1事業所
※1カ所は令和6年度に繰越

2) 見解

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行った。整備計画の見直し等により、一部事業は令和5年度中に完了しなかった。

2 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和6年度計画における関連目標の記載ページ; P6)
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■宇城医療介護総合確保区域

1 目標

本区域では、安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供を目指し、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

○高齢化が進展し、医療需要が増加する一方で、人材や施設などの医療資源が限られた中であっても、県民が安心して暮らしていくため、安定的かつ継続的にサービスを受けられるよう、医療機関が病床機能を含めた医療機能の分化・連携に自主的に取り組み、患者の状態に応じた医療提供を目指す。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

○医療や介護が必要となっても住み慣れた地域（自宅等）で安心して自分らしく療養生活を送ることを目指す。

指標名	計画策定時		目標
在宅療養支援診療所・病院数	12 施設 (H29 年 10 月)	⇒	増 (R5 年)
退院加算を届出ている診療所・病院数	8 施設 (H29 年 10 月)	⇒	9 施設 (R5 年 10 月)
訪問診療を受ける患者数	501 人 (H29 年)	⇒	595 人 (R5 年)
訪問診療を実施する病院・診療所数	22 施設 (H29 年)	⇒	26 施設 (R5 年)
訪問看護利用率	9.0% (H29 年 4 月)	⇒	12% (R5 年 4 月)
往診を実施する病院・診療所数	38 (H27 年度)	⇒	増 (R3 年度)
自宅や施設で最期を迎えた方の割合	22.7% (H28 年)	⇒	25% (R4 年)

③介護施設等の整備に関する目標

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

・計画なし

※広域型施設の大規模修繕・耐震化整備 1カ所（30床）に計画変更予定

※介護予防拠点 4カ所に計画変更予定

※簡易陰圧装置の設置 1事業所に計画変更予定

2 計画期間

令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

□宇城医療介護総合確保区域（達成状況）

1 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

●在宅療養支援診療所・病院数について

1) 目標の達成状況

計画策定時の12施設から3施設増加し、計15施設となった（R6.4）。

2) 見解

在宅療養支援診療所・病院数の増加により、在宅医療を担う医療機関の機能分化の推進するための体制の整備が一定程度進んだ。

●退院加算を届出ている診療所・病院数

1) 目標の達成状況

計画策定時の8施設から1施設減少し7施設となった（R5.10）。

2) 見解

退院加算を届出ている診療所・病院数が減少したため、今後も取組みを加速化する必要がある。

●訪問診療を受ける患者数（推計値）

1) 目標の達成状況

計画策定時の501人から378人増加し、879人となった（R4年）。

2) 見解

目標値を達成したが、今後も取組みを継続する必要がある。

●訪問診療を実施する病院・診療所数（推計値）

1) 目標の達成状況

計画策定時の22施設から4施設増加し、26施設となった（R4年）。

2) 見解

訪問診療を実施する病院・診療所数の増加により、在宅医療提供体制の整備が一定程度進んだが、今後も取組みを継続する必要がある。

●訪問看護利用率

1) 目標の達成状況

計画策定時の9.0%から2.5ポイント増加し、11.5%となった（R5.4）。

2) 見解

居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用者の割合の上昇により、在宅医療提供体制の整備が一定程度進んだが、今後も取組みを加速化する必要がある。

●往診を実施する病院・診療所数

1) 目標の達成状況

計画策定時の38施設から変わっていない（H29年度）。

2) 見解

往診を実施する病院・診療所数を増加させるため、今後も取組みを加速化する必要がある。

● 自宅や施設で最期を迎えた方の割合

1) 目標の達成状況

計画策定時の22.7%から6.8ポイント上昇し、29.5%となった。(R5年)

2) 見解

当該指標に係る割合は上昇しており、引き続き、自宅や施設等の多様な住まいの場で最期を迎えた方の割合を上昇させる。

③介護施設等の整備に関する達成状況

1) 目標の達成状況

- ・介護予防拠点 2カ所
※2カ所は令和6年度に繰越
- ・広域型施設の大規模修繕・耐震化整備 0カ所
※1カ所は令和6年度に繰越
- ・簡易陰圧装置の設置 1事業所

2) 見解

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行った。整備計画の見直し等により、一部事業は令和5年度中に完了しなかった。

2 目標の継続状況

- ☐ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和6年度計画における関連目標の記載ページ; P●)
- ☒ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■有明医療介護総合確保区域

1 目標

本区域では、安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供を目指し、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

○子育て世代から高齢者まで全ての住民が安心して暮らしていくため、限られた医療資源であっても安定的かつ継続的にサービスを受けられるよう、医療機関が病床機能を含めた医療機能の分化・連携に自主的に取り組み、患者の状態に応じた医療提供を目指す。

指標名	計画策定時		目標
「くまもとメディカルネットワーク」に参加している住民数	27 人 (平成 29 年 10 月)	⇒	600 人 (令和 4 年 3 月)
かかりつけ薬剤師・薬局を決めている人の割合	44.7% (平成 29 年 3 月)	⇒	60% (令和 5 年度)
病床機能報告の回答率	97.4% (平成 28 年 7 月)	⇒	100% (令和 4 年 7 月)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

○2025 年を目途に、地域包括ケアシステムの構築を進め、関係機関や多職種が連携して在宅医療を提供し、住民が希望する身近な地域で安心して暮らすことができる体制や仕組みの構築を目指す。

指標名	計画策定時		目標
県民意識調査結果による「在宅医療・介護サービスを受けることができる」と思う割合	31.7% (H29 年)	⇒	43% (R5 年)
退院支援加算を届け出ている診療所・病院数	10 機関 (H29 年 10 月)	⇒	11 機関 (R5 年度)
訪問診療を受ける患者	741 人 (H29 年度)	⇒	981 人 (R5 年度)
訪問診療を実施する病院・診療所数	病院 4、診療所 35 (H29 年)	⇒	増加 (R5 年)
居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率	9.1% (H29 年 4 月)	⇒	12.2% (R5 年)
在宅療養支援歯科診療所数	20 施設 (H29 年 12 月末)	⇒	22 施設 (R5 年 12 月末)
在宅訪問に参画(届出)している薬局の割合	72.9% (H29.3 月)	⇒	82.2% (R5.3 月)

自宅や施設で最期を迎えた方の割合	17.9% (H28 年)	⇒	25% (R5 年)
------------------	------------------	---	---------------

③介護施設等の整備に関する目標

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

・計画なし

※介護予防拠点 2カ所に計画変更予定

※簡易陰圧装置の設置 5事業所に計画変更予定

2 計画期間

令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

□有明医療介護総合確保区域（達成状況）

1 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

●「くまもとメディカルネットワーク」に参加している住民数

1) 目標の達成状況

5,212人(R6年3月31日時点)

2) 見解

登録者は年々増加。くまもとメディカルネットワークに登録することでのメリットを丁寧に伝えることで、引き続き、更なる参加者数の増加を図る。

●かかりつけ薬剤師・薬局を決めている人の割合

1) 目標の達成状況

45.6%（令和4年度県民意識調査）

2) 見解

かかりつけ医療機関に隣設している薬局で処方してもらうことが、ほとんどであり、かかりつけ薬剤師、薬局を決めている人の割合は、増加しにくいと考えられる。かかりつけ薬剤師・薬局を決めておくことでのメリット等、普及・啓発していく必要がある。

●病床機能報告の回答率

1) 目標の達成状況

直近（R4年度）の回答率は100%であり、目標達成している。

2) 見解

引き続き、病床機能報告が適切に行われるよう啓発等に取り組む。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

●県民意識調査結果による「在宅医療・介護サービスを受けることができる」と思う割合

1) 目標の達成状況

23.2%（令和4年度県民意識調査）

2) 見解

新型コロナウイルス感染症の影響から、在宅医療への関心が急激に高まり、厳しい結果になったのではないかと考えられる。医師だけでなく、看護職や介護職の不足している状況であるが十分なサービスを提供できるような体制構築や、住民に対する在宅医療に関する情報提供も必要である。

●退院支援加算を届出ている診療所・病院数

1) 目標の達成状況

9機関（R5年10月）

2) 見解

2つの医師会や在宅ネットワークへの情報収集や、地域在宅医療連携体制検討会議で検討するなど、増加に向けて対策を図る必要がある。

●訪問診療を受ける患者数

1) 目標の達成状況

837人 (R4年)

2) 見解

848(R3年)より減少。在宅へ移行後の状態急変への不安、在宅での看取りの見通し、患者や家族の不安軽減への対応策などが、平時から住民に届くような仕組みが必要である。

●訪問診療を実施する病院・診療所数 (推計値)

1) 目標の達成状況

48施設 (R4年)

2) 見解

47施設(R3年)より増加。今後、新型コロナウイルス感染症のような新興感染症が流行することも想定される。そのため、感染症指定医療機関や協定締結医療機関の病床が逼迫した場合の入院協力医療機関の確保や、自宅療養者の状態確認や不安軽減対応について、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関や病院、診療所の機能分担について適宜協議できる仕組みを維持し、機能強化を図っていく必要がある。

●居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率

1) 目標の達成状況

13.6% (R5年4月)

2) 見解

平成29年4月 (9.1%) から年々上昇している。当圏域においては、30施設 (R6年4月1日時点) の訪問看護ステーションが開設。コロナ禍では、荒尾・玉名・山鹿ブロック代表訪問看護ステーション連絡会や県主催の訪問看護ブロック連絡会が開催されていなかったため、関係者間で、コロナ禍で見えてきた課題や、日々の訪問看護を提供する中での課題等について共有するなどし、事業者間の協力体制構築を図る必要がある。

●在宅療養支援歯科診療所数

1) 目標の達成状況

23施設 (R5年10月1日時点)

2) 見解

21施設 (R4年10月1日時点) より増加。あくまでもこの数は、厚生局への届出数であり、届出をしていない医療機関においても、訪問歯科診療を実施している歯科診療所は多くあるというのが現状である。

●在宅訪問に参画（届出）している薬局の割合

1) 目標の達成状況

未観測

●自宅や施設で最期を迎えた方の割合

1) 目標の達成状況

24.7%（R5年）

2) 見解

25.6%（R4年）から減少。当圏域の2つの在宅ネットワークによる情報共有の機会・場において、安心安全な在宅での看取りの在り方について検討を進める必要がある。

③介護施設等の整備に関する達成状況

1) 目標の達成状況

・介護予防拠点 0カ所

※2カ所は令和6年度に繰越

・簡易陰圧装置の設置 1事業所

※4カ所は令和6年度に繰越

2) 見解

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行った。整備計画の見直し等により、一部事業は令和5年度中に完了しなかった。

2 目標の継続状況

☐ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

（令和6年度計画における関連目標の記載ページ；P●）

☒ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■鹿本医療介護総合確保区域

1 目標

本区域では、安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供を目指し、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

○住民が安心して暮らしていける地域を目指し、患者ニーズや医療提供体制を踏まえ、医療機能の分化・連携を医療機関や関係機関等と協議し、患者の状態に応じた医療が鹿本地域で安定的かつ継続的に提供できるようにします。

指標名	計画策定時		目標
「くまもとメディカルネットワーク」に参加している住民数	16 人 (平成 29 年 10 月)	⇒	増加
回復期病床数	155 (H28 年度)	⇒	増加

② 居宅等における医療の提供に関する目標

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、多職種や関係機関が連携して在宅医療等の提供の充実を図り、誰もが最後まで住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域を目指す。

指標名	計画策定時		目標
自宅や施設等で最期を迎えた方の割合	19.6% (H28 年)	⇒	増加 (R5 年度)
居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率	5.8% (H29.4 月)	⇒	12.2% (R5 年度)
県民意識調査結果による「在宅医療・介護サービスを受けることができると思う」割合	19.9% (H29.3 月)	⇒	29.9% (R5 年度)

③介護施設等の整備に関する目標

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム 2カ所 (18床)
※地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成のみ
- ※0カ所に計画変更予定
- ・看取り環境の整備 0カ所

※ 1 カ所に計画変更予定

・簡易陰圧装置の設置 0 事業所

※ 1 事業所に計画変更予定

2 計画期間

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日～令和 6 年（2024 年）3 月 31 日

□鹿本医療介護総合確保区域（達成状況）

1 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

●「くまもとメディカルネットワーク」に参加している住民数

1) 目標の達成状況

16人（H29.10）⇒2,746人（R6.3月）

2) 見解

計画策定時から着実に増加しており、更なる参加者数の増加を図る。

●回復期病床数

1) 目標の達成状況

計画策定時155床から20床減少し、135床となった（R4年度）。

2) 見解

回復期を担う有床診療所の無床化等の理由により、計画策定時から減少している。回復期病床の充足に向け、地域医療構想調整会議で、引き続き病床機能の分化・転換を図るための検討協議を行う。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

●自宅や施設で最期を迎えた方の割合

1) 目標の達成状況

計画策定時の19.6%から4.4ポイント増加し、24.0%となった（R5年）。

2) 見解

当該指標に係る割合は増加しており、引き続き、自宅や施設等の多様な住まいの場で最期を迎えた方の割合を上昇させる。

●居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率

1) 目標の達成状況

計画策定時の5.8%から1.3ポイント増加し、6.5%となった（R6.4月）。

2) 見解

訪問看護の利用率は増加しており、引き続き、訪問看護の利用を促進する。

●県民意識調査結果による「在宅医療・介護サービスを受けることが出来ると思う」割合

1) 目標の達成状況

計画策定時の19.9%から0.5ポイント減少し、19.4%となった（令和4年度県民意識調査）

2) 見解

当該指標に係る割合は減少しており、さらに在宅医療・介護連携に係る体制整備を進める。

③介護施設等の整備に関する達成状況

1) 目標の達成状況

- ・看取り環境の整備 1カ所
- ・簡易陰圧装置の設置 0事業所

※1事業所は令和6年度に繰越

2) 見解

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行った。整備計画の見直し等により、一部事業は令和5年度中に完了しなかった。

2 目標の継続状況

- ☐ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和6年度計画における関連目標の記載ページ ; P●)
- ☒ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■菊池医療介護総合確保区域

1. 目標

本区域では、安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供を目指し、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

○高齢化が進展し、医療需要が増加する一方で、人材や施設などの医療資源が限られた中であっても、県民が安心して暮らしていくため、安定的かつ継続的にサービスを受けられるよう、医療機関が病床機能を含めた医療機能の分化・連携に自主的に取り組み、患者の状態に応じた医療提供を目指す。

指標名	計画策定時		目標
病床機能報告の回答率	100% (H28 年 7 月)	⇒	100% (毎年)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

○2025 年を目途に地域包括ケアシステムの構築を進め、関係機関や多職種が連携して在宅医療を提供し、県民が希望する身近な地域で安心して暮らすことができる菊池地域を目指す。

指標名	計画策定時		目標
在宅療養支援診療所数	11 施設 (H29 年 10 月 末)	⇒	19 施設 (R5 年 10 月)
在宅療養支援病院数	2 (H29 年 10 月)	⇒	3 施設 (R5 年 10 月)
24 時間体制の訪問看護ステーションの従業者割合 (10 万人あたり)	42.2 人 (H29 年 10 月)	⇒	45 人 (R5 年 10 月)
在宅患者訪問薬剤管理指導実施薬局割合	7.7% (H28 年)	⇒	12.0% (R4 年)
退院支援加算届出病院・診療所数	6 箇所 (H29 年 10 月)	⇒	7 箇所 (R5 年 10 月)
居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率	10.2% (H29 年 4 月)	⇒	12.2% (R5 年 4 月)
在宅療養支援歯科診療所	20 箇所 (H29 年 10 月)	⇒	24 箇所 (R5 年 10 月)
居宅療養管理指導実施薬局割合	15.0% (H28 年)	⇒	20.0% (R4 年)

自宅や施設等で最期を迎えた方の割合	18.0% (H28 年)	⇒	25.0% (H34 年)
24 時間対応の訪問看護ステーション数	14 事業所 (H29 年 10 月)	⇒	16 事業所 (H35 年 10 月)

③介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

・計画なし

※看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所（9 床）に計画変更予定

※介護療養型医療施設 1 カ所（11 床）に計画変更予定

※看取り環境の整備 2 カ所に計画変更予定

※簡易陰圧装置の設置 2 事業所に計画変更予定

2 計画期間

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日～令和 6 年（2024 年）3 月 31 日

□菊池医療介護総合確保区域（達成状況）

1 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

●病床機能報告の回答率

1) 目標の達成状況

計画策定時の100%を維持。

2) 見解

回答率100%を維持できており、地域医療構想推進のための正確な基礎資料取得に貢献できている。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

●在宅療養支援診療所数

1) 目標の達成状況

計画策定時の11施設から4施設増加し、15施設となった（R5.10）。

2) 見解

在宅療養支援診療所の増加してきている。引き続き、安心して療養できるような在宅療養支援体制づくりを促進する。

●在宅療養支援病院数

1) 目標の達成状況

計画策定時の2施設から1施設増加し、3施設となった（R5.10）。

2) 見解

在宅療養病院の増加により、在宅医療を担う医療機関の機能分化の推進するための体制の整備が進んでいる。

●24時間体制の訪問看護ステーションの従業者割合（10万人当たり）

1) 目標の達成状況

計画策定時の42.2人から41.3人増加し、83.5人となった（R5.10）。

2) 見解

24時間体制の訪問看護ステーションの従業者割合（10万人当たり）の増加により、在宅医療提供体制の整備が進んでいる。

●在宅患者訪問薬剤管理指導実施薬局割合について

1) 目標の達成状況

計画策定時の7.7%から19.2ポイント増加し、26.9%となった（R4）。

2) 見解

在宅患者訪問薬剤管理指導実施薬局割合は増加しており、在宅医療の提供体制の整備は進んでいる。

●退院支援加算届出病院・診療所数

1) 目標の達成状況

計画策定時の6箇所から1箇所増加し、7箇所となった（R5.10）。

2) 見解

退院支援加算届出病院・診療所の増加により、在宅医療提供体制の整備が進んでいる。

●居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率

1) 目標の達成状況

計画策定時の10.2%から1.6ポイント増加し、11.8%となった（R5.4）。

2) 見解

訪問看護の利用率は増加してきている。引き続き、訪問看護の利用を促進する。

●在宅療養支援歯科診療所数

1) 目標の達成状況

計画策定時の20箇所から増減があったものの、20箇所となった（R5.10）。

2) 見解

在宅療養歯科診療所数は途中増減があったものの計画策定時から増加していない。引き続き在宅医療の提供体制の整備を推進する。

●居宅療養管理指導実施薬局割合

1) 目標の達成状況

計画策定時の15.0%から40.1ポイント増加し、55.1%となった（R4年）。

2) 見解

居宅療養管理指導実施薬局割合は増加しており、在宅医療の提供体制の整備は進んでいる。

③介護施設等の整備に関する達成状況】

1) 目標の達成状況

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 0カ所
※1カ所（9床）は令和6年度に繰越
- ・介護療養型医療施設 1カ所
- ・看取り環境の整備 0カ所
※2カ所は令和6年度に繰越
- ・簡易陰圧装置の設置 2事業所

2) 見解

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行った。整備計画の見直し等により、一部事業は令和5年度中に完了しなかった。

2 目標の継続状況

☐ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

（令和6年度計画における関連目標の記載ページ；P●●）

☒ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■阿蘇医療介護総合確保区域

1 目標

本区域では、安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供を目指し、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

○高齢化が進展し、医療需要が増加する一方で、人材や施設などの医療資源が限られた中であっても、県民が安心して暮らしていくため、安定的かつ継続的にサービスを受けられるよう、医療機関が病床機能を含めた医療機能の分化・連携に自主的に取り組み、患者の状態に応じた医療提供を目指す。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

○2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築を進め、関係機関や多職種が連携して在宅医療を提供し、県民が希望する身近な地域で安心して暮らすことができる体制や仕組みの構築を目指す。

指標名	計画策定時		目標
県民意識調査による在宅医療・介護サービスを受けられることができると思う人の割合	25.2% (H29年度)	⇒	35.2% (R5年度末)

③介護施設等の整備に関する目標

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

・計画なし

※介護予防拠点の整備 5カ所に計画変更予定

※宿舍施設の整備 1カ所に計画変更予定

※ゾーニング環境の整備 2事業所に計画変更予定

2 計画期間

令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

□阿蘇医療介護総合確保区域（達成状況）

1 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 県民意識調査による在宅医療・介護サービスを受けることができると思う人の割合

1) 目標の達成状況

未観察

2) 見解

未観察

③介護施設等の整備に関する達成状況

1) 目標の達成状況

- ・介護予防拠点の整備 0カ所
※5カ所は令和6年度に繰越
- ・宿舍施設の整備 0カ所
※1カ所は令和6年度に繰越
- ・ゾーニング環境の整備 2事業所

2) 見解

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行った。整備計画の見直し等により、一部事業は令和5年度中に完了しなかった。

2 目標の継続状況

- ☐ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

（令和6年度計画における関連目標の記載ページ；P●）

- ☒ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■八代医療介護総合確保区域

1 目標

本区域では、安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供を目指し、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

○高齢化が進展し、医療需要が増加する一方で、人材や施設などの医療資源が限られた中であっても、八代地域で安心して暮らしていくため、安定的かつ継続的にサービスを受けられるよう、医療機関が病床機能を含めた医療機能の分化・連携に自主的に取り組み、患者の状態に応じた医療提供を目指す。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

○2025 年を目途に地域包括ケアシステムの構築を進め、関係機関や多職種が連携して在宅医療を提供し、県民が希望する身近な地域で安心して暮らすことができる体制や仕組みの構築を目指す。

指標名	計画策定時		目標
在宅療養支援病院数	1 施設 (H29 年度)	⇒	1 施設 (R5 年度)
在宅療養支援診療所数	18 施設 (H29 年度)	⇒	21 施設 (R5 年度)
在宅療養支援歯科診療所数	16 施設 (H29 年度末)	⇒	17 施設 (R5 年度)
在宅療養に関する相談窓口数	0 箇所 (H29 年度)	⇒	2 箇所 (R5 年度)
在宅療養後方支援病院数	0 施設 (H29 年度)	⇒	1 施設 (R5 年度)
居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率	9.0% (H29 年度)	⇒	12.2% (R5 年度)
自宅や施設で最期を迎えた方の割合	21.2% (H29 年度)	⇒	増加 (R5 年度)

③介護施設等の整備に関する目標

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

・計画なし ※ゾーニング環境の整備 1事業所に計画変更予定

2 計画期間

令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

□八代医療介護総合確保区域（達成状況）

1 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

●在宅療養に関する相談窓口数

1) 目標の達成状況

計画策定時の0箇所から2箇所増加し、計2箇所となり、目標達成。

（令和6年4月）

2) 見解

在宅療養に関する相談窓口数の増加により、在宅医療を利用しやすい体制の整備は進んでいる。

●在宅療養支援病院数について

1) 目標の達成状況

計画策定時の1施設から1施設増加し、計2施設となり、目標達成。

（令和6年4月）

2) 見解

在宅療養支援病院数の増加により、在宅医療を利用しやすい体制の整備は進んでいる。

●在宅療養支援診療所数について

1) 目標の達成状況

計画策定時の18施設から変更なし。（令和6年4月）

2) 見解

在宅療養支援診療所数は変更なしだが、引き続き、安心して療養できるような在宅療養支援体制づくりを促進する。

●在宅療養支援歯科診療所数について

1) 目標の達成状況

計画策定時の16施設から3施設減少し、計13施設となった。（令和6年4月）

2) 見解

在宅療養支援歯科診療所数は減少したが、引き続き、安心して療養できるような在宅療養支援体制づくりを促進する。

●在宅療養後方支援病院数について

1) 目標の達成状況

計画策定時の0施設から2施設増加し、計2施設となり、目標達成

（令和6年4月）

2) 見解

在宅療養後方支援病院数の増加により、在宅医療を利用しやすい体制の整備が進んでいる。

●居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率

1) 目標の達成状況

計画策定時の9.0%から1.5ポイント増加し、10.5%となった。(令和5年4月)

2) 見解

訪問看護の利用率は増加しており、安心して療養できるような在宅療養支援体制づくりが一定程度進んでいる。引き続き、利用率向上に取り組み、訪問看護を圏域で利用できる体制の整備を進める。

●自宅や施設等で最期を迎えた方の割合

1) 目標の達成状況

計画策定時の21.2%から5.5ポイント増加し、26.7%となり目標達成。
(令和5年)

2) 見解

当該指標に係る割合は増加しているが、引き続き、自宅や施設等の多様な住まいの場で最期を迎えた方の割合を上昇させる。

③介護施設等の整備に関する目標

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

・計画なし

※ゾーニング環境の整備 1事業所に計画変更予定

2 目標の継続状況

☐ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

(令和6年度計画における関連目標の記載ページ; P●)

☒ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 芦北医療介護総合確保区域

1 目標

本区域では、安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供を目指し、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

○高齢化が進展し、医療需要が増加する一方で、人材や施設などの医療資源が限られた中であっても、住民が安心して暮らしていくため、安定的かつ継続的にサービスを受けられるよう、医療機関が病床機能を含めた医療機能の分化・連携に自主的に取り組み、患者の状態に応じた医療提供を目指す。

指標名	計画策定時		目標
病床機能報告の回答率	100% (H28 年)	⇒	維持

② 居宅等における医療の提供に関する目標

○2025 年を目途に地域包括ケアシステムの構築を進め、地域の関係機関が連携を図り、住民が希望する身近な地域で安心して暮らすことができる在宅医療の提供体制の充実を目指す。

指標名	計画策定時		目標
在宅療養支援病院数	2 施設 (H29 年度末)	⇒	増加 (R5 年度末)
在宅療養支援診療所数	6 施設 (H29 年度末)	⇒	増加 (R5 年度末)
在宅療養支援歯科診療所数	2 施設 (H29 年度末)	⇒	増加 (R5 年度末)
居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率	13.3%	⇒	増加 (R5 年度末)
在宅医療・介護サービスを受けられることができると思う人の割合	25.9%	⇒	28.5%以上 (R5 年度末)
訪問診療を実施する病院・診療所数	13 施設	⇒	増加 (R5 年度末)

③ 介護施設等の整備に関する目標

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

・計画なし

※看取り環境の整備 1 カ所に計画変更予定

※簡易陰圧装置の設置 1 事業所に計画変更予定

※ゾーニング環境の整備 1 事業所に計画変更予定

※宿舎施設の整備 1 カ所に計画変更予定

2 計画期間

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日～令和 6 年（2024 年）3 月 31 日

□芦北医療介護総合確保区域（達成状況）

1 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

●病床機能報告の回答率

1) 目標の達成状況

計画策定時の100%を維持しており、目標を達成している（R4年度末）。

2) 見解

引き続き、病床機能報告が適切に実施されるよう啓発等に取り組む。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

●在宅療養支援病院数について

1) 目標の達成状況

計画策定時の2施設から変更なし（R5年10月）。

2) 見解

在宅療養支援病院数は横ばいであるが、在宅療養支援診療所数及び在宅療養支援歯科診療所数の増加により、安心して療養できるような在宅療養支援体制づくりが一定程度進んだ。

●在宅療養支援診療所数について

1) 目標の達成状況

計画策定時の6施設から1施設増加し、計7施設となった（R5年10月）。

2) 見解

在宅療養支援診療所数の増加により、安心して療養できるような在宅療養支援体制づくりが一定程度進んだ。

●在宅療養支援歯科診療所数について

1) 目標の達成状況

計画策定時の2施設から2施設増加し、計4施設となった（R5年10月）。

2) 見解

在宅療養支援歯科診療所数の増加により、安心して療養できるような在宅療養支援体制づくりが一定程度進んだ。

●居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率

1) 目標の達成状況

計画策定時の13.3%から5.3ポイント増加し、18.6%となった（R5年4月）。

2) 見解

訪問看護の利用率は増加しており、安心して療養できるような在宅療養支援体制づくりが一定程度進んだ。引き続き、利用率向上に取り組み、訪問看護を圏域で利用できる体制の整備を進める。

●在宅医療・介護サービスを受けることができると思う人の割合

1) 目標の達成状況

計画策定時の25.9%から4.8ポイント減少し、21.1%となった（R4年調査）

2) 見解

関係機関が連携しながら、地域の現状や課題の共有を図るとともに住民への周知・啓発を行うなど在宅医療体制の取組を推進する。

●訪問診療を実施する病院・診療所数

1) 目標の達成状況

計画策定時の13施設から1施設増加し、14施設となった（R4年）。

2) 見解

訪問診療を実施する病院・診療所数は計画策定時より増加しているが、引き続き、安心して療養できるような在宅療養支援体制づくりを進める。

③介護施設等の整備に関する達成状況】

1) 目標の達成状況

- ・看取り環境の整備 0カ所
※1カ所は令和6年度に繰越
- ・簡易陰圧装置の設置 0事業所
※1カ所は令和6年度に繰越
- ・ゾーニング環境の整備 0事業所
※1カ所は令和6年度に繰越
- ・宿舍施設の整備 0カ所
※1カ所は令和6年度に繰越

2) 見解

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行った。整備計画の見直し等により、一部事業は令和5年度中に完了しなかった。

2 目標の継続状況

- ☐ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
（令和6年度計画における関連目標の記載ページ；P●）
- ☒ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■球磨医療介護総合確保区域

1 目標

本区域では、安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供を目指し、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

○地域医療構想調整会議の場を活用し、管内の医療機関が球磨地域医療構想の推進に向け自主的に取り組むことで、地域の実情に応じた医療提供を目指す。

指標名	計画策定時		目標
病床機能報告の回答率	100% (平成 28 年 7 月)	⇒	維持 (令和 4 年 7 月)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

○2025 年を目途に地域包括ケアシステム⑩の構築を進め、関係機関や多職種が連携して在宅医療を提供し、住民が希望する身近な地域で安心して暮らすことができる体制の充実を目指す。

指標名	計画策定時		目標
県民意識調査で、在宅医療・介護サービスを受けることができると思う人の割合	28.6% (H29 年 3 月)	⇒	38.6% (R5 年度調査)
訪問診療を受ける患者数	190 人 (H29 年)	⇒	295 人 (R5 年度調査)
在宅療養歯科診療所数	14 機関 (H29 年)	⇒	16 機関 (R5 年度調査)
自宅や施設で最期を迎えた方の割合	16.7% (H28 年)	⇒	25% (R5 年度調査)

③介護施設等の整備に関する目標

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

・計画なし

※介護予防拠点の整備 3カ所に計画変更予定

2 計画期間

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日～令和 6 年（2024 年）3 月 31 日

■球磨医療介護総合確保区域（達成状況） 統合済

1 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

●病床機能報告の回答率

1) 目標の達成状況

直近の回答率は計画策定時の 100%を維持（R4 年度末）

2) 見解

回答率 100%を維持できており、地域医療構想推進のための正確な基礎資料取得に貢献できている。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

●県民意識調査で、在宅医療・介護サービスを受けることができると思う人の割合

1) 目標の達成状況

計画策定時の28.6%から、22.4%と目標を達成できなかった。（R4年度調査）

2) 見解

目標達成できなかったものの、県全体20.2%より高く、「地域の在宅医療や在宅介護の情報がよくわからない」と回答した割合も高く、引き続き増加に向けて取り組んでいく。

●訪問診療を受ける患者数（推計値）

1) 目標の達成状況

計画策定時の189人から、383人となり目標を達成している（R4年度）。

2) 見解

計画策定時から年々増加し、高齢化やコロナ禍の影響により、訪問診療のニーズの高まりがあると考えられるため、引き続き増加に向けて取り組んでいく。

●在宅療養支援歯科診療所数について

1) 目標の達成状況

計画策定時の14機関から7機関に減少（R5.10月）。

2) 見解

7機関減少した。計画途中の制度変更により基準を満たさなくなった歯科診療所が発生したこと及び水害やコロナ禍の影響が原因と考えられるが、在宅医療の需要が広がる中において、引き続き安心して療養できるような在宅療養支援体制づくりの取組みを進めていく。

●自宅や施設で最期を迎えた方の割合

1) 目標の達成状況

計画策定時の16.7%から12.7ポイント増加し、29.4%となった（R4年）。

2) 見解

当該指標に係る割合は増加している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入院患者と家族との面会も制限される中、自宅での看取りを選択される家族が増加した。県民意識調査では、半数以上が人生の最後を自宅で迎えたいと回答しており、引き続きACPの普及・啓発を進め、在宅での看取りの在り方について在宅医療

サポートセンター(圏域内に2カ所)と共に検討を進める必要がある。

③介護施設等の整備に関する達成状況

1) 目標の達成状況

・介護予防拠点 0カ所

※3カ所は令和6年度に繰越

2) 見解

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行った。整備計画の見直し等により、一部事業は令和5年度中に完了しなかった。

2 目標の継続状況

☐ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

(令和6年度計画における関連目標の記載ページ; P●)

☒ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■天草医療介護総合確保区域

1 目標

本区域では、安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供を目指し、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

○地域における課題や医療需要の将来推計、病床機能報告等を踏まえ、医療機能の適切な分化と連携を行うことにより、2025年に目指すべき医療提供体制の実現を目指す。

指標名	計画策定時		目標
地域医療構想調整会議等開催数	4回／年 (H29年度)	⇒	増加 (R5年度)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

○平成37年（2025年）を目途に地域包括ケアシステムの構築を進め、関係機関や多職種が連携して在宅医療を提供し、地域住民が希望する身近な地域で安心して暮らすことのできる体制や仕組みの構築を目指す。

指標名	計画策定時		目標
在宅療養支援診療所数	19施設 (H29年度末)	⇒	19施設 (R5年度)
在宅療養支援歯科診療所数	26施設 (H29年度末)	⇒	35施設 (R5年度)
在宅療養支援病院数、在宅療養後方支援病院数、地域包括ケア病棟（病床）を持つ病院数	6施設／9施設	⇒	9施設／9施設 (R5年度)
県民意識調査「十分な体制が整っているため、サービスを受けることができると思う」割合	30.0% (H29年度)	⇒	40.0% (R5年度)
ターミナルケアを実施している訪問看護ステーション数(人口10万人あたり)	4.8施設 (H27年度)	⇒	6.8施設 (R5年度)

③介護施設等の整備に関する目標】

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム 4カ所（36床）

※地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成のみ

※ 0 カ所に計画変更予定

- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 (18 床)

※ 地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成のみ

※ 0 カ所に計画変更予定

- ・ 介護予防拠点の整備 0 カ所

※ 3 カ所に計画変更予定

- ・ ゾーニング環境の整備 0 事業所

※ 2 事業所に計画変更予定

2 計画期間

令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日～令和 6 年 (2024 年) 3 月 31 日

□天草医療介護総合確保区域（達成状況）

1 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

●地域医療構想調整会議開催数

1) 目標の達成状況

3回／年開催

2) 見解

地域医療構想の実現に向け、関係者と協議を行い、管内病院及び有床診療所の具体的対応方針について合意形成を図った。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

●在宅療養支援診療所数について

1) 目標の達成状況

計画策定時の19施設から1施設減少し、18施設となった。

2) 見解

診療所医師の高齢化から減少傾向にあるが、引き続き地域住民が安心して暮らすことのできる体制整備に向けて取り組んでいく。

●在宅療養支援歯科診療所数について

1) 目標の達成状況

計画策定時の26施設から4施設減少し、22施設となった。

2) 見解

在宅療養支援歯科診療所数は減少傾向であるが、引き続き、安心して療養できるような在宅療養支援体制づくりを促進する。

●在宅療養支援病院数、在宅療養後方支援病院数、地域包括ケア病棟（病床）を持つ病院数について

1) 目標の達成状況

計画策定時の6施設から1施設増加し、7施設となった。

2) 見解

引き続き増加に向けて取り組んでいく。

●県民意識調査「十分な体制が整っているため、サービスを受けることができると思う」割合について

1) 目標の達成状況

計画策定時の30.0%から減少し、21.4%となった。

2) 見解

地域住民へ普及啓発を行いながら、安心して暮らすことのできる体制整備に取り組んでいく。

●ターミナルケアを実施している訪問看護ステーション数（人口10万人あたり）について

1) 目標の達成状況

計画策定時の4.8施設から増加し、11.7施設となった。

2) 見解

天草区域の高齢化率の増加に伴い、ターミナルケアを実施する施設が増えた。看取りに関する体制整備が一定程度進んでいる。

③介護施設等の整備に関する達成状況】

1) 目標の達成状況

- ・介護予防拠点の整備 3カ所
 - ・ゾーニング環境の整備 0事業所
- ※2カ所は令和6年度に繰越

2) 見解

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行った。整備計画の見直し等により、一部事業は令和5年度中に完了しなかった。

2 目標の継続状況

- ☐ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和6年度計画における関連目標の記載ページ ; P●)
- ☒ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

令和5年度熊本県計画に規定した事業について、令和5年度終了時における事業の実施状況について記載。

（事業区分 1－1：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）

事業の区分	1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1（医療分）】 地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業	【総事業費】 62,918 千円 (内訳) R5 増成分：0 千円 H28 増成分：62,903 千円 その他：15,660 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	公益社団法人熊本県医師会	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢社会の進展により、今後急増することが見込まれる医療や介護の需要に対応するため、限られた資源をより効率的に活用し、県民一人ひとりに質の高い医療や介護サービスを提供することが求められています。 アウトカム指標：「くまもとメディカルネットワーク」に参加している県民（患者等）数 90,867 人（令和 5 年 3 月末）⇒ 110,000 人（令和 6 年 3 月末）	
事業の内容（当初計画）	熊本県医師会が実施する、県内の医療機関をはじめ、訪問看護ステーション、薬局及び介護関係施設等における ICT を活用した地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）の構築に対する助成。	
アウトプット指標（当初の目標値）	ネットワーク構築予定施設数：191 施設	
アウトプット指標（達成値）	ネットワーク構築施設数：77 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 「くまもとメディカルネットワーク」に参加している県民数 119,269 人（令和 6 年 3 月末） （1）事業の有効性 当該ネットワークの構築により、病院、診療所、薬局、介護	

	関係施設等での迅速な患者・利用者情報の共有と適切な連携が図られ、地域包括ケアを見据えた医療と介護の切れ目ない連携が推進された。一方、アウトプット指標であるネットワーク構築予定施設数は、ネットワークへの加入メリットの周知不足等により未達成となったため、周知啓発への取組みを進めていく。 (2) 事業の効率性 県下全域のネットワーク構築について、当初は平成 30 年度からの予定としていたが、これを前倒しして平成 28 年度に開始するなど、事業効果の早期発現に向け、効率的に事業を実施した。引き続きネットワークの効率的利用に向けて、参加施設数増加への取組みを進めていく。
その他	

事業の区分	1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 2 (医療分)】 病床機能転換・強化事業	【総事業費】 405,933 千円 (内訳) R5 増成分：280,933 千円 H30 増成分：115,000 千円 その他：10,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関等、熊本大学病院、県医師会、郡市医師会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床機能の分化・連携を促進するため、2025年の医療機能ごとの病床数推計で不足が見込まれる病床機能について、現時点で同機能以外の医療機能を担う医療機関に対する転換推進、病床機能の再編、転換後の機能強化が求められている。 また、地域医療構想の2025年の医療需要の推計結果に示す「入院からの移行分」に相当する医療需要の受け皿整備に加え、患者の急変時等の状況に応じた医療機能の選択・連携を行う仕組みが必要。 ・基金を活用して複数の医療機関で行う病床機能の再編に関するハード整備（4施設） ・訪問診療を実施する病院・診療所数 481 施設→534 施設（R5）	
事業の内容（当初計画）	①複数の医療機関で行う病床機能の再編について、再編に関する基本計画・構想策定からハード整備までに対する助成 ②病床機能の分化・連携の調査・研究に対する助成 ③回復期病床を有する医療機関が実施する回復期病床機能の強化のための機器整備事業及び医療関係団体が実施する回復期病床機能の強化のための養成事業（多職種間の連携強化・資質向上）に対する助成 ④地域の医療機関間の役割分担・連携強化に向けたネットワークを構築するために必要な医師派遣に要する経費 ⑤地域医療構想アドバイザーの活動経費及び都道府県主催研修会の開催経費 ⑥各医療機関の病床機能や空床情報等を共有し、在宅療養患者の急変時対応や入退院支援に取り組むためのコーディネートを担う機関を県及び各地域に設置するための経費 ⑦災害時にも対応可能な多職種連携体制の整備・促進に関する取り組みを行う医療機関に対する助成	

アウトプット指標(当初の目標値)	①対象医療機関数：(ハード整備) 4 施設、(基本計画・構想策定) 1 施設 ②対象医療機関数(機器整備事業)：19 施設 対象団体数(養成事業)：1 団体 ③対象医療機関数：15 施設 ④アドバイザー派遣調整会議数：10 箇所 ⑤全体のコーディネートを担う機関：1 箇所設置 地域のコーディネートを担う機関：18 箇所設置 ⑥研修会等開催圏域数：2 圏域以上
アウトプット指標(達成値)	①対象医療機関数：(ハード整備) 4 施設 ②対象団体数：0 団体 ③対象医療機関数：19 施設 対象団体数：1 団体 ④対象医療機関数：15 施設 ⑤アドバイザー派遣調整会議数：1 箇所 研修会開催回数：1 回 ⑥県全体のコーディネートを担う機関：1 箇所設置 地域のコーディネートを担う機関：18 箇所設置 ⑦講習会等開催圏域数：6 圏域 ⑧対象医療機関数：1 施設
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R5 基金を活用して複数の医療機関で行う病床機能の再編に関するハード整備→4 施設 訪問診療を実施する病院・診療所数 497 施設 (R5 年度算出) (1) 事業の有効性 地域医療構想調整会議と本事業の実施により、地域における不足病床機能への転換の必要性に対する理解が高まり、病床の機能の分化及び連携を図ることができる。 在宅療養患者の急変時対応や入退院支援に取り組むことで、訪問診療等在宅医療の需要増加に対応し、病床の機能分化、再編の推進に寄与した(⑥)。 (2) 事業の効率性 地域医療構想調整会議と本事業の実施により、医療機関自らの判断による不足病床機能への転換を後押しし、分化・連携が進んだ。 二次医療圏域単位で進める病床機能の転換・再編の推進や転換後の機能強化の取組みと連携する等、効率的に在宅医療の充実を図った(⑥)。 (3) アウトプット及びアウトカム指標未達成の原因及び改善の方向性 研修会について、10 回開催予定としていたが、令和5年度は1回に留まった。県及び各構想区域において、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた地域医療構想の取組みが再開されたところであり、今後、地域医療構想アドバイザーの協力も得て、調整会議へ参加いただき議論に加わってい

	ただくとともに、データ分析等の取組みを進めつつ、県及び地域医師会と連携して、協議の活性化に向けて研修会を実施する（⑤）。
その他	

事業の区分	1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 3 (医療分)】 がん診療基盤整備事業	【総事業費】 297,814 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県（熊本大学病院） 熊本大学病院 がん診断、治療を行う病院 （地方公共団体及び地方独立行政法人が開設する病院を除く）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想を達成するためには、急性期機能を拠点となる病院に集約することで、他の医療機関の病床の機能転換を促すことが求められている。 また、熊本県地域医療構想では5疾病・5事業に係る拠点病院など、構想区域内の拠点的な機能を有する医療機関の機能の維持や強化を図るために必要な支援を掲げており、がん患者がそれぞれの状況に応じた適切ながん医療や支援を受けられるよう環境を整備していくことが求められている。 アウトカム指標： 各医療圏において中心となってがんの診断、治療をおこなう医療機関の年間新規入院がん患者数：27,000人（令和3年）→29,947人（令和4年）	
事業の内容（当初計画）	各医療圏間の情報連携体制の整備や、熊本大学病院が行う拠点病院等の緩和ケアセンター等の支援を通じた各医療圏における緩和ケア連携調整体制の整備等及び、生殖医療・がん連携センターの機能向上に要する経費を助成するとともにがんの診断、治療を行う病院の施設及び設備の整備に対し助成することにより各医療圏の病院の強化を図り、連携を推進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・がん専門相談員ワーキンググループの開催数：4回 ・がん診療連携拠点病院が開催する緩和ケア研修会の開催数：16回 ・生殖医療に関する研修会の開催数：2回 ・設備整備数：8病院	
アウトプット指標（達成値）	・がん専門相談員ワーキンググループの開催数：4回 ・がん診療連携拠点病院が開催する緩和ケア研修会の開催数：16回 ・生殖医療に関する研修会の開催数：2回	

	・設備整備数：8 病院
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 各医療圏において中心となってがんの診断、治療をおこなう医療機関の年間新規入院がん患者数： 33,000 人 (1) 事業の有効性 ① がん医療提供を行う役割として、老朽化した機器の更新や最新機器の導入により、がん診療機能の充実や検査時間の短縮等につながり、がん患者等の療養生活の維持向上を図っている。 ② 熊本大学病院の緩和ケアセンターにおいて、緩和医療の多職種人材育成と多施設による組織の体制整備、緩和ケアの普及啓発、地域緩和ケア連携調整体制の整備を行うことで、県内全体の緩和ケア医療の充実を図っている。 ③ 「がん連携サポートセンター」を設置し、がん相談員等への研修及び連携・支援、がん相談支援センターの周知、がんピアサポーター養成、ピアカウンセリング「おしゃべり相談室」へのがん経験者相談員派遣、がんサロンネットワーク熊本等の活動支援を行い、県内のがん専門相談員及びがんピアサポーターの育成、連携が図られた。 (2) 事業の効率性 ① 各病院において医療機器の導入計画が策定されており、各病院において計画的な医療機器の導入が行われている。 ② 熊本県がん診療連携協議会の緩和ケア部会において、緩和ケア専門医が中心となり、拠点病院、緩和ケア病棟、在宅緩和ケアに従事する医療者間で連携が図られている。 ③ 熊本大学病院で実施することで、県内 21 病院のがん専門相談員との連携がスムーズに進められ、現場の課題にあった研修の企画、実施を行うことができた。また、がんピアサポーターとの連携に関する情報共有等も円滑に行うことができた。
その他	

事業の区分	1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 4（医療分）】 高度急性期病床から他の病床機能を有する病床等への移行促進事業	【総事業費】 35,677 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本大学病院	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	現在、本県の NICU については、常時満床に近い状況で推移しており、新たな患者の受入れ余力が乏しく、患者やその家族の負担が大きい県外搬送の増加が懸念される。 当該病床については、医療法上の特例により基準病床数を超えた病床の新設が認められているものの、地域医療構想の達成のためには現在の NICU の病床数を増やすことなく新規の患者に対応できる体制を構築し、NICU から他の病床機能等への移行を促進していくことが求められている。 【参考】高度急性期病床数の現状と 2025 年の病床数の必要量との比較 2,523 床（2017 年病床機能報告）→ 1,875 床（病床数の必要量）	
	アウトカム指標： 本県 NICU の平均入院期間 20.8 日（令和4年度見込み）→20.0 日（令和5年度）	
事業の内容（当初計画）	NICU から他の病床機能を有する病床等へ移行を促進するための窓口を設置し、移行先の医療機関等と連携を行う熊本大学病院小児在宅医療支援センターの運営に対する助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	① 相談件数（実）700 件（令和5年度） ② 研修会 15 回（令和5年度）	
アウトプット指標（達成値）	① 相談件数（実）1,735 件（令和5年度末） ② 研修会 62 回（令和5年度末）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 本県 NICU の平均入院期間 17.6 日（令和元年度）→20.8 日（令和4年度）	
	（1）事業の有効性 医療機関や訪問看護ステーションから在宅移行に関する対応の相談や技術向上のための研修会の開催要望があっており、小児在宅医療の支援体制が整いつつある。 （2）事業の効率性 熊本大学病院が事業主体となることで、医師や訪問看護ステーション等のネットワークを活かした対応ができ、効	

	率的に支援体制を整備できた。NICU 病床のある県内 3 つの医療機関のうちの 1 つの医療機関に入室している児であり、特に専門性を必要とする児の特性によりアウトカム指標は未達成となっているが、今後、他の病床機能等への移行を促進する体制は整いつつあると考えられるため、引き続き移行する医療機関や在宅と連携する体制整備に取り組んでいく。
その他	

(事業区分 1－2：地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業)

事業の区分	I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業	
事業名	【No. 5 (医療分)】 単独支援給付金支給事業	【総事業費】 225,720 千円
事業の対象となる区域	熊本・上益城、鹿本、水俣、天草	
事業の実施主体	熊本県内医療機関	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制の構築が必要	
	アウトカム指標：令和 5 年度基金を活用して再編を行う医療機関及び病床機能毎の病床数 医療機関数 8 医療機関 急性期病床 148 床→2 床 慢性期病床 39 床→17 床	
事業の内容（当初計画）	医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編の実施に伴い、減少する病床数に応じた給付金を支給する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	対象となる医療機関数 8 医療機関	
アウトプット指標（達成値）	対象となる医療機関数 8 医療機関	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 令和 5 年度基金を活用して再編を行う医療機関及び病床機能毎の病床数 医療機関数 8 医療機関 急性期病床 148 床→2 床、慢性期病床 39 床→17 床	
	（１）事業の有効性 地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ自主的に病床数を減少する医療機関に対し財政支援することにより、地域医療構想の実現に向けた取組の促進を図ることができる。 （２）事業の効率性 地域医療構想調整会議での合意に基づいて再編を実施することにより、医療機関の再編後の役割を共有した上での分化・連	

	携を進めることができた。
その他	

(事業区分 2 : 居宅等における医療の提供に関する事業)

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 6 (医療分)】 在宅医療連携推進事業	【総事業費】 2,352 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病気になっても住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、多職種連携による在宅医療提供体制の構築を図ることが求められている。 アウトカム指標： 訪問診療を実施する病院・診療所数 481 施設→534 施設 (R5)	
事業の内容 (当初計画)	在宅医療を取り巻く現状把握、課題の抽出を行うとともに、今後の在宅医療連携体制のあり方等について検討を行うため、医療・介護・福祉・行政等の多職種で構成する在宅医療連携体制検討協議会等（全県版、地域版）の設置・運営を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	① 熊本県在宅医療連携体制検討協議会 年 1 回程度 ②在宅医療連携体制検討地域会議 10 保健所で 1 回程度	
アウトプット指標 (達成値)	①熊本県在宅医療連携体制検討協議会 2 回開催 ②10 保健所で実施する在宅医療連携体制検討地域会議 1～2 回開催	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援病院数 59 箇所 (令和 5 年 10 月) (1) 事業の有効性 在宅医療連携体制検討協議会を 2 回開催し、医療・介護・福祉・行政等関係者が地域の実情に応じた在宅医療のあり方等を協議することで、在宅療養支援病院等の訪問診療に取り組む医療機関の増加に寄与した。 また、今後も協議会の開催を重ね、県内の在宅医療に関する現状や課題などを協議することで、在宅医療の更なる推進を図る。 (2) 事業の効率性 二次医療圏単位で在宅医療連携体制等を検討し、地域の在宅医療提供体制を充実させることで、各地域の実情に応じ効率的に在宅医療の提供を図ることができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 7 (医療分)】 在宅歯科医療機能強化事業	【総事業費】 14,977 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	一般社団法人熊本県歯科医師会 県内歯科診療所等	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅医療のニーズの高まりに合わせて、歯科医療の重要性も高まっており、在宅歯科医療を希望する患者に対して適切に訪問歯科診療を提供できる体制が求められている。	
	アウトカム指標：在宅歯科医療の提供体制の構築・充実に取り組む地域数 2 か所（令和2年4月）⇒ 10 か所（令和6年3月）	
事業の内容（当初計画）	①訪問歯科診療に関する相談対応・調整、地域歯科医師会との 連絡・調整、人材育成、普及啓発等の実施に対する助成 ②訪問歯科診療を行う歯科診療所が安心・安全な在宅歯科医療を 実施する為に必要な機器整備に対する助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	訪問歯科診療調整件数 430 件 摂食嚥下機能障害に対応できる歯科医療従事者数 25 人 在宅訪問歯科診療用機器整備助成医療機関数：10 医療機関	
アウトプット指標（達成値）	訪問歯科診療調整件数 24 件（令和5年度末時点） 摂食嚥下機能障害に対応できる歯科医療従事者数 54 人（令和4年度研修受講者） 在宅訪問歯科診療用機器整備助成医療機関数：10 医療機関	
事業の有効性・効率性	・事業終了後1年以内のアウトカム指標：在宅歯科医療の提供体制の構築・充実に取り組む地域数 10 か所（令和6年3月末時点） ・事業終了後1年以内のアウトカム指標：在宅歯科診療支援診療所数 207 か所（令和5年10月） ※令和2年3月末で歯援診2の経過措置期間が経過し、再届出が完了していない診療所があると考えられる。	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、熊本県内における訪問歯科診療等の統一的な相談窓口ができ、県民や支援者からの相談や調整依頼への対応が可能となった。また、介護支援専門員向けの研修の開催等を通して、医療・介護連携が図られ、在宅歯科医療の提供を促進することができた。 さらに、研修プログラムに実習を加えることで、在宅歯科診療（主に摂食嚥下について）にかかる実践的な支援を行うことができた。	

	今後も、介護専門職との連携強化のための介護支援専門員向けの研修を開催するなど、他職種に対する在宅歯科医療の普及啓発を強化することで、利用者の増加を図っていく。 また、歯援診届出基準の変更の影響等により、目標値は達成できなかったものの、訪問歯科診療に必要な器材の整備に対し助成することで、前年度以上の訪問歯科診療を計画している歯科診療所もあり、訪問診療の普及につながっている。 今後も引き続き、器材整備の支援により、訪問歯科診療を実施する医療機関数の増加を図っていく。 (2) 事業の効率性 連携室に専任の歯科衛生士を配置することで、専門的な視点を持ちながら相談・調整依頼への対応や医療・介護専門職との連携が円滑に行えるようになった。また研修内容の充実にもつながっている。 さらに、訪問歯科診療に必要な器材の整備を直接支援することで、効率的に訪問診療を推進することができる。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 8 (医療分)】 訪問看護サポート強化事業	【総事業費】 21,169 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	公益社団法人熊本県看護協会	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後増加が見込まれる在宅療養者に適切に対応するため、訪問看護ステーションの経営強化等を図ることにより、県内全域において高度で安定した訪問看護サービスを提供できる体制をつくる必要がある。 アウトカム指標： 居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用者の割合に係る国平均値との差（現状の国平均値との差（3.3 ポイント）を 2025 年までに 0 に近付ける） 3.3 ポイント（令和 2 年（2020 年）7 月） →1.5 ポイント（令和 6 年（2024 年）3 月）	
事業の内容（当初計画）	訪問看護に係る課題に対応し、経営支援・人材確保・質の向上に向けた取り組みを実施する訪問看護総合支援センターの運営に要する経費に対する助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	①アドバイザー派遣件数：5 件 ②訪問看護ステーションの相談支援件数：1,200 件 ③訪問看護等人材育成研修開催回数：3 回（種類）、参加人数：110 人 ④訪問看護人材確保に向けた研修・実習等開催回数：2 回（種類）、参加人数：50 人	
アウトプット指標（達成値）	①アドバイザー派遣件数：1 件 ②訪問看護ステーションの相談支援件数：1,287 件 ③訪問看護等人材育成研修開催回数：5 種類（6 回）、参加人数：のべ 226 人 ④訪問看護人材確保に向けた研修・実習等開催回数：研修会は未開催だったが、就職支援説明会等の機会を通じて延べ 58 名に説明。就職相談対応 207 件。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 3.4 ポイント（令和 6 年 4 月）	
	（1）事業の有効性 訪問看護総合支援センターへは毎年 1,200 件を超える相談が寄せられており、運営や看護技術等様々な面においてステーションの支えになっている。 また、派遣要望がなく目標値まで到達しなかったものの、アドバイザー派遣により個々のステーションの課題に応じ	

	た具体的、実践的な支援を行うことができた。 さらに、人材育成研修は研修検討ワーキングを開催し、訪問看護のニーズに沿った内容にするとともに対象者を分けた複数のプログラムを用意することで、各自の経験に応じた知識・技術の向上を図ることができた。 以上の事業全体を通し、訪問看護利用者の割合増加につながった。(ただし、それ以上に全国における利用者が増加しているため差は縮まらなかったもの) (2) 事業の効率性 訪問看護に精通する県看護協会内に訪問看護総合支援センターを設置し、相談対応、アドバイザー派遣及び研修会開催等を行うことで、協会が有しているネットワークやノウハウを活かし、効率的に人材育成及び訪問看護ステーションの経営支援等を展開することができた。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 9 (医療分)】 小児訪問看護ステーション機能強化事業	【総事業費】 4,956 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	熊本県 (認定 NPO 法人 NEXTEP)	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高度な医療的ケアを必要とする小児患者(医療的ケア児)が、在宅で生活するために、小児を対象とする訪問看護ステーションの新規参入や訪問看護技術の質の向上が求められている。	
	アウトカム指標： 小児訪問看護に取り組む訪問看護ステーション数 81 か所 (令和 4 年度末見込み) ⇒85 か所 (令和 5 年度末)	
事業の内容 (当初計画)	訪問看護ステーションに対する相談窓口の運営、小児訪問看護の技術的支援を行う小児在宅支援コーディネーターの配置、小児訪問看護技術を向上させるための研修の実施に対する経費	
アウトプット指標 (当初の目標値)	① 相談件数 20 件 ② 研修会 (訪問看護技術向上) 開催数 1 件 ③ 研修会 (多職種連携) 開催数 1 件	
アウトプット指標 (達成値)	①相談件数 16 件 ②研修会 (訪問看護技術向上) 開催数 2 件 ③研修会 (多職種連携) 開催数 2 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 小児訪問看護に取り組む訪問看護ステーション数 73 か所 (令和元年度末) ⇒213 か所 (令和 4 年度末)	
	(1) 事業の有効性 専門的な相談支援により、小児訪問看護ステーションの増加に向けた支援が強化された。医療機関や訪問看護ステーションの看護師を対象とした研修会や福祉職や理学療法士を含めた多職種のセミナーを開催することで支援技術の向上、多職種の連携が深まり、県内の支援体制が整いつつある。 (2) 事業の効率性 重度心身障がい児など重度の医療的ケアの必要な子どもの訪問看護について豊富な実績があり、最も適切な相談支援ができる。また、本事業について、九州厚生局に届出のある訪問看護ステーションへ周知を行い、必要時相談ができる体制を整備している。指標 (相談件数) が目標値よりも少なかったことについては、これまでの取組みにより、各訪問看護ステーションの小児対応が向上し、相談の必要性が減少した。また、事業について更なる周知を図る必要があると考えている。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 10 (医療分)】 認知症医療等における循環型の仕組みづくりと連携体制構築事業	【総事業費】 17,624 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県基幹型認知症疾患医療センター（熊本大学病院）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症高齢者等の急激な増加に伴い、認知症施策推進総合戦略に掲げられる「そのときの容態にもっともふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組み」を実現するため、認知症専門医療体制の充実・強化、医療機関の認知症対応力向上、並びに、切れ目ないサービス提供のための医療・介護の連携体制の構築が求められている。 アウトカム指標： ①認知症疾患医療センターの新規外来患者に係る診療予約から受診までの待機期間： 平均約1.6か月（令和3年度）⇒1か月以下（令和5年度）	
事業の内容（当初計画）	以下の①～②に対する助成 ①認知症専門医養成コースの設置・運営に要する経費 ②認知症疾患医療センターが実施する認知症サポート医の資質向上のための取組みに要する経費	
アウトプット指標（当初の目標値）	①認知症専門医養成の養成 2ヵ年で3名 （日本老年精神医学会又は日本認知症学会認定の専門医等） ②認知症サポート医向け資質向上研修等の参加者数 年間120名	
アウトプット指標（達成値）	①認知症専門医養成の養成 2ヵ年で3名 （日本老年精神医学会又は日本認知症学会認定の専門医等） ②認知症サポート医向け資質向上研修等の参加者数 ※講師の体調不良により開催中止	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ①認知症疾患医療センターの新規外来患者に係る診療予約から受診までの待機期間： 平均約1.6か月（令和3年度）⇒1.3か月（令和5年度末） （1）事業の有効性 認知症高齢者等の急激な増加に伴い、認知症施策推進総合戦略で提唱される「最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組み」実現のため、目標値まで到達しなかったものの、認知症ケアの流れを適切に支える体制を整備し、関係機関の連携と居宅等において認知症医療に取り組む医療機関の充実を図った。	

	今後も引き続き、「最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組み」への実現に向け、認知症ケアの流れを適切に支える体制の整備を進めていく。 (2) 事業の効率性 事業実施により、①認知症専門医の確保、②市町村による認知症早期発見・早期対応、③情報共有のための基盤整備が図られ、ひいては「最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組み」を構築できた。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 1 1 (医療分)】 若年性認知症福祉的就労連携事業（若年性認知症に係る医療・福祉的就労連携事業）	【総事業費】 4,628 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	認知症疾患医療センター	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅医療の対象となる若年性認知症の方とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活することができるようにするため、医療・介護（福祉的就労）の連携体制を、認知症疾患医療センターが主体となって、介護（福祉的就労）側の隘路となっている医学的知識・ノウハウ等の不足を解消することによって構築し、各地域において在宅医療の対象となる若年性認知症の方の病状の進行に応じた適切な認知症ケアが提供できる仕組みづくりが求められている。 アウトカム指標： 認知症疾患医療センターにて診療、診断後等支援を行っている若年性認知症の方で、福祉的就労に繋がった人数 0 人（R3）→20 人かつ 10 圏域の二次保健医療圏に 1 人以上（R5）	
事業の内容（当初計画）	認知症疾患医療センターが実施する以下①～③に対する助成 ①コメディカルスタッフ配置に要する経費 ②在宅医療の対象となる若年性認知症の方の受入れに必要なとなる医学的知識・ノウハウ等を就労支援事業所に教授するための訪問・研修の実施等に要する経費 ③福祉的就労を受託した就労支援事業所の情報や事業実施の過程で入手した医療・介護（福祉的就労）連携に係る好事例等を、各地域の認知症疾患医療センターや地域包括支援センター等の関係機関間にて共有（多職種連携）するための経費	
アウトプット指標（当初の目標値）	・就労支援事業所を訪問し、医学的知識・ノウハウ等を教授した件数：60 件 ・医学的知識・ノウハウ等を教授するための研修会の開催回数：5 回（5 圏域の二次保健医療圏にて各 1 回）	
アウトプット指標（達成値）	・就労支援事業所を訪問し、医学的知識・ノウハウ等を教授した件数：39 件 ・医学的知識・ノウハウ等を教授するための研修会の開催回数：7 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 認知症疾患医療センターにて診療、診断後等支援を行っている若年性認知症の方で、福祉的就労に繋がった人数	

	0 人 (R3) →1 人 (R5)
	(1) 事業の有効性 在宅医療の対象となる若年性認知症の方とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、医療・介護連携体制の介護（福祉的就労）側の隘路となっている医学的知識・ノウハウ等の不足解消に努め、各圏域の環境整備を図った。 初めての取組みでもあり、事業の周知や研修準備等に期間を要したため、福祉的就労に繋がった人数は目標に達しなかったものの、事業の目的や必要性について理解を得ることができた。 事業は終了となるが、今後も引き続き若年性認知症の方の病状の進行に応じた適切な認知症ケアが提供できる仕組みづくりを進めていく。 (2) 事業の効率性 事業実施により、各地地域において在宅医療の対象となる若年性認知症の方が包括的かつ切れ目のない認知症ケアを受けられる環境整備につながった。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 1 2 (医療分)】 障がい児・者歯科医療提供体制強化事業	【総事業費】 17,400 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県歯科医師会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	障がいの程度に関わらず、障がい児・者の方がQOLを保持しながら在宅で生活を継続するためには、個々の障がいに応じた口腔機能の発達・栄養改善を促す歯科診療提供体制や口腔ケアの充実が不可欠である。 そのため、本県の障がい児・者の在宅歯科医療を含めた診療の中核的な役割を担う県歯科医師会立口腔保健センター（以下「センター」と略す。）の診療機能の強化を図るとともに、障がい児・者の方が地域で安心して歯科診療を受けながら、より長く在宅での生活が送れることができる仕組みづくりが求められている。 アウトカム指標： ・センターと地域とのネットワークづくり（未構築→3圏域） ・障がい児・者を受入れ可能な歯科診療所数 R4年3月：163施設 ⇒ R5年3月：180施設	
事業の内容（当初計画）	①障がい児・者歯科診療に精通した歯科医師や麻酔科医の派遣によるセンターでの歯科診療及び口腔ケアの提供 ②地域の歯科診療所の歯科医療従事者及び福祉施設職員等に対する、在宅歯科医療等の技術指導や研修会の実施	
アウトプット指標（当初の目標値）	・センター歯科医師等による地域の歯科診療所や施設等への技術支援（センターへの受入れによる技術支援を含む）48回 ・センターでの専門治療（IVS 静脈鎮静法等）48回	
アウトプット指標（達成値）	・常勤歯科医師による地域の歯科診療所及び福祉施設職員等への技術支援（センターへの受入れによる技術支援を含む）26回 ・センターでの専門治療（IVS 静脈鎮静法等）59回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R5年度センターの年間受入れ患者数：3,862人 （1）事業の有効性 センターの診療体制強化により、障がいの特性に応じたきめ細かな配慮や、障がい児・者へのブラッシング指導等、予防活動の強化につながった。 また、身近な地域で歯科治療や口腔ケアを受けられる体制を進めることで、障がい児・者の方が、在宅で長く生活できることにつながった。 （2）事業の効率性 障がい児・者の受入れ施設職員やその家族への研修を通じ、予防効果を向上させ、口腔状態の悪化を防ぎ、治療期間	

	の短縮等の効率性の向上が期待できる。 (3) アウトカム指標未達成の原因及び改善の方向性 新型コロナウイルス感染症の影響により受入れ患者数が減少した。しかし、徐々にコロナ前の水準に戻りつつあるので、引き続き熊本県歯科医師会の取組みを支援していく。
--	---

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 13（医療分）】 在宅医療に係る特定行為看護師等養成支援事業	【総事業費】 13,500 千円 （内訳） R5 造成分：0 円 R2 造成分：13,500 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	①県内医療機関、②熊本県、③公益社団法人熊本県看護協会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療の高度化に伴い、専門性の高い看護職員の需要が高まっていることに加え、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に達する2025年に備え、より専門的な看護ケアの提供や看護職への助言指導、地域包括ケアを見据えた地域医療の向上に向けて看護の役割を果たすことができる特定行為看護師等の養成が求められている。 アウトカム指標：専門性の高い看護職員数 （R3.12月現在） （R5年度末時点） （1）認定看護師 356人→452人 （2）認定看護管理者 84人→98人 （3）特定行為研修受講者 32人→174人	
事業の内容（当初計画）	① 特定行為研修受講費や認定看護師（在宅分野に限る）等の資格取得に向けて必要な入学金、授業料、実習費及び教材費、代替職員の人件費に対する助成。 ② 看護師の特定行為研修制度に関する普及啓発研修会の開催	
アウトプット指標（当初の目標値）	① 入学金、授業料、実習費及び教材費等に対する助成：35人 ② 特定行為研修制度に関する普及啓発研修会：2回程度	
アウトプット指標（達成値）	・入学金、授業料、実習費及び教材費補助：27人 ・特定行為研修制度に関する普及啓発研修会：1回程度	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：（R6.12月現在） （1）認定看護師 382人 （2）認定看護管理者 82人 （3）特定行為研修受講者 67人 （1）事業の有効性 認定看護師や認定看護管理者、特定行為研修修了者を目指す看護職員のキャリアアップが図られ、各所属での看護の質の向上にも寄与した。 医療機関に対し、取得に係る費用と代替職員の人件費を助成することで、医療機関の費用負担が軽減され、資格取得を目指す職員の資格の取得しやすさの向上が図られた。 （2）事業の効率性 1医療機関に2人以上の助成も可能であり、より多くの看護	

	職員のキャリアアップを促進した。 (3) アウトプット指標未達成の原因及び改善の方向性 新型コロナウイルス感染症による影響のため、本事業が対象とする研修受講者が減少したと考えられる。今後も引き続き要望調査を広く実施し、本事業の周知を図り、特定行為看護師等の養成を支援していく。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 14（医療分）】 かかりつけ薬剤師・薬局機能強化事業	【総事業費】 41,045 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	公益社団法人 熊本県薬剤師会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県民が、かかりつけ薬剤師・薬局を持ち、地域の医療提供体制に関する情報を得ながら症状に応じた必要な医療を受けることができるように、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化する必要がある。 アウトカム指標： 研修認定薬剤師数新規認定 100 人以上（令和5年度）	
事業の内容（当初計画）	熊本県薬剤師会が実施する在宅訪問薬局の支援体制を強化するために行う以下の内容に対する助成 ①拠点薬局施設整備、運営②医療材料等供給システム運営 ③薬剤師支援センターや拠点薬局の運営支援④普及啓発事業	
アウトプット指標（当初の目標値）	・協議会の開催 年5回程度 ・施設（無菌調剤室）整備 年2地域（～令和5年度まで） ・研修会（地域包括ケアに関する研修、無菌調剤に関する研修） 年5回以上 ・県民向けアンケートの実施 1回 ・県民公開講座及び街頭キャンペーン 年1回以上	
アウトプット指標（達成値）	・協議会の開催 20回 ・施設（無菌調剤室）整備 1地域（阿蘇地域） ・研修会（地域包括ケアに関する研修、無菌調剤に関する研修等） 18回 ・県民向けアンケートの実施 3回 ・県民公開講座及び街頭キャンペーン 1回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： アウトカム指標： 研修認定薬剤師数新規認定 100 人以上→202 人（R5 年度） （1）事業の有効性 拠点薬局の無菌調剤室整備、支援センター運営により支援を強化したことで、薬剤訪問指導を実施している薬局の割合が増加したことから、かかりつけ薬剤師、薬局機能の強化につながった。 （2）事業の効率性 各種委員会において協議することで薬薬連携等を踏まえた研修会や情報発信事業を企画することができ、また、シス	

	テムを活用することで効率よく薬局の支援を行うことができた。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 15（医療分）】 重度障がい者居宅生活支援事業	【総事業費】 4,216 千円
事業の対象となる区域	県内全域（熊本市除く）	
事業の実施主体	医療法人、社会福祉法人、NPO 法人等障害福祉サービス事業所等を運営する法人	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅で重度障がい児者の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るため、居宅介護サービスや医療型短期入所事業所等医療的ケアを行う事業所の設置運営の支援が求められている。	
	アウトカム指標： ①医療型短期入事業所数 14 箇所（令和 4 年度末）→15 箇所（令和 5 年度末（見込み）） ②①の他医療的ケア児を受け入れる事業所数（熊本市を除く） 22 か所（令和 4 年度末）→24 か所（令和 5 年度末（見込み））	
事業の内容（当初計画）	①医療的ケアが必要な重度障がい児者を新たに受け入れる事業所が実施する、受け入れのために必要となる送迎用自動車等の備品の購入費用の一部助成。 ②医療型短期入所事業所として新規に指定を受けた医療機関が実施する、介護体制の確立、受け入れを促進するため、特別な支援が必要な重度の障がい児者を受け入れる際に、障がい特性に応じてヘルパーの派遣による常時付き添いなどの特別な支援を行った場合に要した費用の一部助成（開設当初の一定期間）	
アウトプット指標（当初の目標値）	①設備整備施設数：3 施設（医療型短期入所事業所 1，他医療的ケア児を日中受け入れる事業所 2） ②ヘルパー派遣日数：計 93 日	
アウトプット指標（達成値）	①設備整備施設数：1 施設 ②ヘルパー派遣日数：計 0 日	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ①医療型短期入事業所数 14 箇所（令和 4 年度末）→15 箇所（令和 5 年度末） ②①の他医療的ケア児を受け入れる事業所数（熊本市を除く） 22 か所（令和 4 年度末）→24 か所（令和 5 年度末（見込み））	
	（1）事業の有効性 地域に医療的ケア児を受け入れる事業所が無い場合、家族の負担感や地域の支援の在り方は大きく異なる。当該事業の活用を前提に、受け入れを検討する事業所も多く、断続的に相談もあっており、地域の体制整備の充実に大きく寄与している。	

	(2) 事業の効率性 地域の医療的ケア児の支援体制の整備を検討するにあたり、当該事業の活用も想定しながら、レスパイトケアを含めた家族支援の充実を効率的に進めている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 16（医療分）】 地域リハビリテーション人材育成研修事業	【総事業費】 253 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県理学療法士協会	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅生活を支援するリハビリテーション等各専門職はそれぞれ対象者に応じた支援を行っており、より支援の効果を発揮するためには専門職種間での連携を深める必要がある。また、地域活動を支援するリハビリテーション専門職の人材には限りがあり、地域偏在も見られるため、人材の育成・確保も必要となっている。 アウトカム指標： ・高齢者人口あたりの地域密着リハビリテーションセンター数が少ない鹿本、菊池、天草圏域において 1 以上のセンター数の増加。 ・全圏域において在宅医療サポートセンターとリハビリテーションセンターの連携を図る。	
事業の内容（当初計画）	在宅医療を担う職種間で相互理解を深める研修や、地域リハの理解を深めるとともに実践的な研修会を実施。希望者に対して現場研修を実施。	
アウトプット指標（当初の目標値）	年に 2 回以上の研修会を実施し、研修受講者 30 人以上。	
アウトプット指標（達成値）	年に 2 回の研修会の実施。研修受講者延べ 37 名。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・高齢者人口あたりの地域密着リハビリテーションセンター数が少ない鹿本、菊池、天草圏域で増減なし。 （1）事業の有効性 地域活動を支援するリハビリテーション専門職の人材には限りがあり、地域偏在も見られるなか、当該事業のなかで地域の現状や課題について確認し、課題解決のための専門職の人材が地域に目を向けるきっかけとなっている。 （2）事業の効率性 地域で暮らす高齢者や、地域医療・在宅医療についての講義やグループワークを通じて、効率的に学べるカリキュラムが組まれている。また、現地の臨床見学実習を行うことで、地域リハビリテーションの従事する人材の育成を行っている。	
その他		

(事業区分3：介護施設等の設備に関する事業)

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業																															
事業名	【No. 1 (介護分)】 熊本県介護施設等整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 千円																														
事業の対象となる医療介護総合確保区域	10 圏域のうち 10 圏域 (熊本・上益城圏域、宇城圏域、有明圏域、鹿本圏域、菊池圏域、阿蘇圏域、八代圏域、芦北圏域、球磨圏域、天草圏域)																															
事業の実施主体	熊本県 (市町村へ補助 ⇒ 社会福祉法人等へ補助)																															
事業の期間	令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日～令和 6 年 (2024 年) 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了																															
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：182 人分の高齢者の多様なニーズに対応可能な介護・福祉サービス基盤の整備促進。																															
事業の内容	①地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>2 カ所 (27 床)</td> </tr> <tr> <td>小規模機能型居宅介護事業所</td> <td>1 カ所 (6 床)</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>1 カ所 (9 床)</td> </tr> <tr> <td>広域型施設の大規模修繕・耐震化整備</td> <td>2 カ所 (80 床)</td> </tr> <tr> <td>介護予防拠点</td> <td>25 カ所</td> </tr> </tbody> </table> ③介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護療養型医療施設等転換整備</td> <td>2 カ所 (24 床)</td> </tr> <tr> <td>特養・併設ショートのアプライバシー保護の改修</td> <td>1 カ所 (36 床)</td> </tr> <tr> <td>看取り環境の整備</td> <td>5 カ所</td> </tr> </tbody> </table> ⑥新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、介護施設等への簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易陰圧装置の設置</td> <td>17 事業所</td> </tr> <tr> <td>ゾーニング環境等の整備</td> <td>7 事業所</td> </tr> </tbody> </table> ⑦介護従事者の働く環境を整備するため、介護施設等に勤務する職員の利用する宿舎整備の支援を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿舎施設の整備</td> <td>3 カ所</td> </tr> </tbody> </table>		整備予定施設等		認知症高齢者グループホーム	2 カ所 (27 床)	小規模機能型居宅介護事業所	1 カ所 (6 床)	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所 (9 床)	広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	2 カ所 (80 床)	介護予防拠点	25 カ所	整備予定施設等		介護療養型医療施設等転換整備	2 カ所 (24 床)	特養・併設ショートのアプライバシー保護の改修	1 カ所 (36 床)	看取り環境の整備	5 カ所	整備予定施設等		簡易陰圧装置の設置	17 事業所	ゾーニング環境等の整備	7 事業所	整備予定施設等		宿舎施設の整備	3 カ所
整備予定施設等																																
認知症高齢者グループホーム	2 カ所 (27 床)																															
小規模機能型居宅介護事業所	1 カ所 (6 床)																															
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所 (9 床)																															
広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	2 カ所 (80 床)																															
介護予防拠点	25 カ所																															
整備予定施設等																																
介護療養型医療施設等転換整備	2 カ所 (24 床)																															
特養・併設ショートのアプライバシー保護の改修	1 カ所 (36 床)																															
看取り環境の整備	5 カ所																															
整備予定施設等																																
簡易陰圧装置の設置	17 事業所																															
ゾーニング環境等の整備	7 事業所																															
整備予定施設等																																
宿舎施設の整備	3 カ所																															

アウトプット指標	・認知症高齢者グループホーム 7カ所（63床） ※地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成のみ ※2カ所（27床）に計画変更予定 ・小規模多機能型居宅介護事業所 8カ所（81床） ※地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成のみ ※1カ所（6床）に計画変更予定 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 0カ所 ※1カ所（9床）に計画変更予定 ・介護付きホーム 2カ所（95床） ※うち1カ所（45床）は地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成のみ ※0カ所に計画変更予定 ・介護療養型医療施設の転換整備 0カ所 ※地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成のみ ※2カ所（24床）に計画変更予定 ・広域型施設の大規模修繕・耐震化整備 0カ所 ※2カ所（80床）に計画変更予定 ・特養・併設ショートのアプライバシー保護の改修 0カ所 ※1カ所（36床）に計画変更予定 ・看取り環境の整備 0カ所 ※5カ所に計画変更予定 ・介護予防拠点 0カ所 ※25カ所に計画変更予定 ・簡易陰圧装置の設置 0事業所 ※17事業所に計画変更予定 ・ゾーニング環境の整備 0事業所 ※7事業所に計画変更予定 ・宿舎施設の整備 0カ所 ※3カ所に計画変更予定
アウトプット指標（達成値）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： （1）事業の有効性 （2）事業の効率性
その他	

(事業区分4：医療従事者の確保に関する事業)

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 17 (医療分)】 かかりつけ薬剤師・薬局機能強化事業	【総事業費】 2,200 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	公益社団法人 熊本県薬剤師会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県民が、かかりつけ薬剤師・薬局を持ち、地域の医療提供体制に関する情報を得ながら症状に応じた必要な医療を受けることができるように、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化する必要がある。 アウトカム指標：薬剤師確保マッチングシステムによる薬剤師の就業者数 令和5年度 5人以上	
事業の内容（当初計画）	在宅医療の基盤の充実や医療や介護との連携など、かかりつけ薬剤師・薬局の推進に必要な薬剤師確保マッチングシステムの運営を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	薬剤師確保マッチングシステムによる薬剤師の就業者数 5人以上	
アウトプット指標（達成値）	薬剤師確保マッチングシステムによる薬剤師の就業者数 3人（R5年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 薬剤師確保マッチングシステムによる薬剤師の就業者数 5人以上→3人（R5年度） （1）事業の有効性 薬剤師マッチングシステムによる就業者数は目標値を下回ったが、システムの導入により求職者が必要な情報の閲覧、選択が容易になり、効果的な薬剤師確保システムが構築された。また、薬局が必要な人員を確保することでかかりつけ薬剤師・薬局の機能強化につながった。 （2）事業の効率性 コロナ禍や在宅勤務等の増加に対応したシステムにより転職情報をインターネットを通して効率的に収集することができた。また、薬局の写真やアピールポイントを整理した情報を掲載し、求職者が効率的に求人情報を検索することができるようになったので、効果的な薬剤師確保につながった。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 18（医療分）】 医師修学資金貸与事業	【総事業費】 48,223 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県の医療施設に従事する医師数については、その6割が熊本市に集中している。平成30年から令和2年の間に熊本市内の医師数が100人増加したが、熊本市外の医師数は29人減少している。熊本市外のうち、へき地を含む地域で医師数が減っていることから、未だ医師数の地域偏在は大きく、熊本市外の地域医療を担う医師の確保が求められている。 アウトカム指標： 医師修学資金貸与医師の地域の医療機関への配置人数 33人（令和5年4月）⇒43人（令和6年4月）	
事業の内容（当初計画）	地域医療を担う医師を養成するため、知事が指定する病院等で一定期間勤務することを返還免除の条件とする修学資金貸与に対する経費。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医学生に対する修学資金貸与者数 ・新規貸与者数：8名（令和5年度の地域枠入学定員は8名） ・継続貸与者数：24名	
アウトプット指標（達成値）	・新規貸与者数：8名 ・継続貸与者数：24名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・医師修学資金貸与医師の地域の医療機関への配置人数 31人（令和6年4月）	
	（1）事業の有効性 知事が指定する病院等で一定期間勤務することで返還免除となる修学資金を、熊本大学及び全国の大学の医学部生に貸与することで、将来の地域医療を担う医師の確保につながった。 （2）事業の効率性 将来、地域医療を担う医師を把握することができ、地域への医師派遣のビジョン検討につながった。 （3）アウトカム指標未達成の原因及び改善の方向性 専門医資格取得等のために大学病院などで勤務を行う医師修学資金貸与医師が想定よりも多かったため、地域の医療機関への配置人数が減少した。今後、地域の医療機関で勤務する医師修学資金貸与医師は年々増加する見込みであり、引	

	き続き地域医療を担う医師を養成するため、当該事業を継続する必要がある。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 19（医療分）】 地域医療支援センター事業（運営）	【総事業費】 32,460 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県（熊本大学病院）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県の医療施設に従事する医師数については、その6割が熊本市に集中している。平成30年から令和2年の間に熊本市内の医師数が100人増加したが、熊本市外の医師数は29人減少している。熊本市外のうち、へき地を含む地域で医師数が減っていることから、未だ医師数の地域偏在は大きく、熊本市外の地域医療を担う医師の確保が求められている。 アウトカム指標： 医師修学資金貸与医師の地域の医療機関への配置人数 33人（令和5年4月）→ 43人（令和6年4月）	
事業の内容（当初計画）	医師の地域偏在を解消することを目的として、地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に、医師不足医療機関の医師確保の支援等を行う地域医療支援センター（熊本県地域医療支援機構）の運営に対する経費。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・医師派遣・あっせん数：2病院 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合：100%	
アウトプット指標（達成値）	・医師派遣・あっせん数：2病院 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合：100%	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・医師修学資金貸与医師の地域の医療機関への配置人数 31人（令和6年4月） （1）事業の有効性 医師が不足する医療機関に対し、診療支援を行ったことにより、地域医療の安定的な確保につながった。医師修学資金貸与医師を対象に面談等によるキャリア形成支援を行い、地域勤務との両立が図られた。 （2）事業の効率性 県内唯一の医師教育養成機関である熊本大学に、熊本県地域医療支援機構の運営を委託することにより、地域医療に関する卒前からの教育やキャリア形成支援を卒後まで継続的に行うことできた。 （3）アウトカム指標未達成の原因及び改善の方向性 専門医資格取得等のために大学病院などで勤務を行う医師	

	修学資金貸与医師が想定よりも多かったため、地域の医療機関への配置人数が減少した。今後、地域の医療機関で勤務する医師修学資金貸与医師は年々増加する見込みであり、当該事業による継続的なキャリア形成支援を行い、地域勤務との両立を図る必要がある。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 20 (医療分)】 医師・臨床研修医確保対策事業	【総事業費】 9,066 円 (内訳) R5 造成分：593 千円 R2 造成分：8,473 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県（熊本大学病院、企画コンペ等により決定した事業者へ委託）	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院で臨床研修を修了した者は臨床研修後の県内定着率が高く、熊本県内での医師の確保・定着に繋げるため、本県で臨床研修に従事する医師を確保する必要がある。 アウトカム指標： 初期臨床研修医のマッチング率： 63.6%（令和 4 年 10 月）⇒69.9%（令和 5 年 10 月）	
事業の内容（当初計画）	① 全国の医師・医学生の本県への興味・関心を喚起させ、就業・定着につなげるために、県内の臨床研修病院を紹介する冊子等の作成に係る経費 ② 臨床研修医確保のため、臨床研修病院合同説明会において PR 活動を実施するための経費 ③ 臨床研修指導医養成のための研修ワークショップ開催に係る経費	
アウトプット指標（当初の目標値）	(1) 新規広報グッズの作成：マスクシール 5,000 シート (2) 臨床研修病院合同説明会参加回数：2 回 (3) 臨床研修指導医研修ワークショップ開催数：1 回	
アウトプット指標（達成値）	(1) 新規広報グッズの作成：マスクシール 5,000 シート (2) 臨床研修病院合同説明会参加回数：2 回 (3) 臨床研修指導医研修ワークショップ開催数：1 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 臨床研修医のマッチング率：69.9%（令和 5 年 10 月） （1）事業の有効性 県内外の医学生に対し県内の基幹型臨床研修病院の魅力を PR し、臨床研修期間及び修了後も県内で就業したいと思えるようにすることで、臨床研修医の確保につながった。 令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、指導医講習会（対面）及び臨床研修病院合同説明会（対面 1 回、オンライン 1 回）を実施した。今後も様々な情報発信媒体を活用し、効果的な事業展開を行っていく。 （2）事業の効率性 合同説明会の参加等により、本県出身の県外大学の医学生が県内の臨床研修病院について知る機会が増え、臨床研修医	

	の確保が図られた。 (3) アウトカム指標未達成の原因及び改善の方向性 本県のマッチング率は伸び悩んでおり、近年は 60% 台を推移している。マッチング率向上のため、各基幹型臨床研修病院に対しフルマッチに向けた取組みを確認し促すとともに、合同説明会での県内基幹型臨床研修病院の PR 及びウェブサイトをはじめとした、様々な情報媒体での情報発信等を行い、各基幹型臨床研修病院のマッチング率につながるような事業を実施した。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 21（医療分）】 地域医療支援センター事業 （女性医師及び子育て医師支援事業）	【総事業費】 8,517 千円 （内訳） R5 造成分：0 千円 R2 造成分：5,040 千円 その他：3,477 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県（熊本大学病院、一般社団法人熊本市医師会）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県の令和2年の医師全体に占める女性医師の割合は約19%、39歳以下の若年層では約33%と高い割合であるが、出産や育児を契機として離職する傾向がある。また、全国の大学医学部医学科生の約36%が女性であり、今後、女性医師の割合は更に高くなる見込みであることから、女性医師への就業継続支援が求められている。	
	アウトカム指標：県内医療施設に従事する女性医師数 932人（平成30年12月時点）⇒1,076人（令和5年12月時点）	
事業の内容（当初計画）	女性医師への就業継続支援に向けた研修会の開催、復職支援コーディネーターの配置及びメンター制度の構築による相談体制の充実、講習会参加時の無料一時保育等の就業継続支援に対する経費	
アウトプット指標（当初の目標値）	・女性医師等への就業継続支援に向けた研修会等の開催数：2回 ・講演会・学会参加時の一時保育あっせん数：30件	
アウトプット指標（達成値）	・女性医師への就業継続支援に向けた研修会等の開催数：1回 ・講演会・学会参加時の一時保育あっせん数：42件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内医療施設に従事する女性医師数：1,034人（令和4年12月）	
	（1）事業の有効性 女性医師に対して、就労継続に必要な情報提供や講演会・学会等参加時の一時保育等を実施することで、離職・休職の防止につながった。 （2）事業の効率性 復職支援コーディネーターの配置及びメンター制度の構築により相談体制を充実させるほか、女性医師の勤務実態の調査をとおして課題の抽出、支援のあり方等について検討を行い、事業の推進を図った。 （3）アウトプット指標未達成の原因及び改善の方向性 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、関係機関との連	

	絡会議等を行わなかったが、必要に応じて随時、情報交換を実施。また、ホームページや SNS による情報発信や復職支援コーディネーターによる相談対応、熊本県医師キャリアサポートブック冊子の作成・配布（2,000 部）等を行うことにより、女性医師等に対する情報共有の機会を確保した。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 2 2 (医療分)】 熊本県地域医療対策協議会の運営	【総事業費】 1,455 千円 (内訳) R5 増成分：0 千円 R2 造成分：1,455 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療法第 30 条の 23 第 1 項の規定に基づき、医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場を設け、キャリア形成プログラムや医師の派遣調整等について協議を行うなど医師確保対策の実施体制の機能強化が求められている。 アウトカム指標： 自治医科大学卒業医師及び地域枠医師の地域の医療機関への配置人数 46 人（令和 5 年 4 月）→56 人（令和 6 年 4 月）	
事業の内容（当初計画）	本県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う熊本県地域医療対策協議会の運営や関係者との必要な調整に対する経費。	
アウトプット指標（当初の目標値）	熊本県地域医療対策協議会の開催回数：4 回	
アウトプット指標（達成値）	熊本県地域医療対策協議会の開催回数：3 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 自治医科大学卒業医師及び地域枠医師の地域の医療機関への配置人数 44 人（令和 6 年 4 月） （1）事業の有効性 医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整する場を設け、医師のキャリア形成プログラムや派遣調整等の協議を行うことで、より実効性のある医師確保対策の実施体制の機能強化が図られた。 （2）事業の効率性 協議会構成員は主に医師確保対策に関わる関係者で構成しており、協議が整った事項については、効率的に実施できている。 （3）アウトプット・アウトカム指標未達成の原因及び改善の方向性 協議会は、協議が必要な議題を 3 回分に集約して対面で開催しており、効率的に協議を行うことができています。	

	また、専門医資格取得等のために大学病院などで勤務を行う地域枠医師が想定よりも多かったため、地域の医療機関への配置人数が減少した。今後、地域の医療機関で勤務する地域枠医師は増加する見込みである。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 23 (医療分)】 産科医等確保支援事業	【総事業費】 124,301 千円 (内訳) R5 造成分：12,615 千円 R2 造成分：17,585 千円 その他：94,101 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	県内分娩取扱医療機関	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域によって不足している産科医療機関及び産科医等の確保を図ることは、緊喫の課題であり、医師・助産師等の処遇改善が求められている。 アウトカム指標： ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数 109 人（令和4年度末）⇒115 人（令和5年度末） ・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 9.0 人（令和5年度）	
事業の内容（当初計画）	県内分娩取扱医療機関が実施する産科医等への分娩手当支給に対する助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	・手当支給者数：240 人 ・手当支給施設数：24 施設	
アウトプット指標（達成値）	・手当支給者数：262 人 ・手当支給施設数：21 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数 101 人（平成30年度末）⇒134 人（令和5年度末） ・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 8.8 人（令和4年度） （1）事業の有効性 産科医等に対して分娩手当等を支給する分娩取扱医療機関への補助を実施したことにより、当該医療機関に勤務する産科医等の処遇改善へとつながった。一方でアウトプット指標及びアウトカム指標（手当支給施設数・支給者数及び手当支給施設の産科・産婦人科医師数）は、医療機関の分娩休止等に伴い未達成となったため、No.24 等の産科医等確保施策を総合的に進めていく。 （2）事業の効率性 医療機関による分娩手当等の創設につなげるため、幅広く	

	補助対象事業者を設定し制度の案内を行うことで、多くの医療機関への支援を行うことができた。一方、目標達成のため更なる支援対象者への制度周知等を進め、手当支給施設の産科・産婦人科医師数の増加につなげていく。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 24（医療分）】 産科医等育成支援事業	【総事業費】 4,350 千円 (内訳) R5 造成分：350 千円 R2 造成分：1,100 千円 その他：2,900 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	公益社団法人日本産婦人科学会が指定する卒後研修指導施設（熊本大学病院）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域によって不足している産科医療機関及び産科医等の確保を図ることは、緊喫の課題であり、医師・助産師等の処遇改善が求められている。	
	アウトカム指標： ・手当支給施設の産婦人科専門医数 17人（令和4年度末）⇒22人（令和5年度末） ・分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 9.0人（令和5年度）	
事業の内容（当初計画）	卒後研修指導施設が実施する産科研修医手当支給に対する助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	・手当支給者数：10人 ・手当支給施設数：1施設	
アウトプット指標（達成値）	・手当支給者数：12人 ・手当支給施設数：1施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・手当支給施設の産婦人科専門医数 20人（令和3年度末）⇒20人（令和5年度末） ・分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 8.8人（令和4年度）	
	（1）事業の有効性 臨床研修終了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対して研修医手当等を支給する医療機関に対して補助を実施したことにより、当該医療機関に勤務する産科医の処遇改善、医師養成へとつながった。一方でアウトプット指標及びアウトカム指標（手当支給者数、手当支給施設の産婦人科専門医数）は、対象者が減少し未達成となったため、No. 23等の産科医等確保施策を総合的に進めていく。 （2）事業の効率性 卒後研修指導施設に対して制度周知を確実に行うことで、手当支給を行う施設への支援を図ることができ、産科医の処遇改善等につなげることができた。一方、目標達成のため、	

	更なる制度周知等を行い、産婦人科専門医数及び手当支給者数の増加につなげていく。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 25 (医療分)】 新生児医療担当医確保事業	【総事業費】 7,250 千円 (内訳) R5 造成分：935 千円 R2 造成分：1,481 その他：4,834 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	NICU を有する医療機関（熊本大学病院、福田病院）	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域によって不足している産科医療機関及び産科医等の確保を図ることは、緊喫の課題であり、NICU において新生児を担当する医師の処遇改善が求められている。 アウトカム指標： 手当支給施設の新児担当医師数 31 人（令和 4 年度末）⇒35 人（令和 5 年度末）	
事業の内容（当初計画）	NICU 医療機関が実施する新生児担当医手当支給に対する助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	・手当支給者数：25 人 ・手当支給施設数：2 施設	
アウトプット指標（達成値）	・手当支給者数：19 人 ・手当支給施設数：2 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 手当支給施設の新児担当医師数 31 人（令和元年度末）⇒ 19 人（令和 5 年度末） （1）事業の有効性 NICU 医療機関に対する人件費（NICU 勤務医に対する手当）に係る補助を実施したことにより、当該医療機関に勤務する新生児科担当医の処遇改善へとつながった。一方で、アウトプット指標及びアウトカム指標（手当支給者数及び手当支給施設の新児担当医師数）は未達成だったため、No. 45 等の小児科医（新生児科医含む）確保施策を総合的に進めていく。 （2）事業の効率性 NICU 医療機関に対して制度周知を確実に行うことで、手当支給を行う医療機関への支援を図ることができ、担当医の処遇改善につなげることができた。一方、目標達成のため、更なる制度周知等を行い、手当支給施設の新児担当医師数及び手当支給者数の増加につなげていく。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者等の確保・養成のための事業	
事業名	【No. 26 (医療分)】 糖尿病発症・重症化予防対策支援事業	【総事業費】 11,258 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本大学病院	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	熊本県地域医療構想では5疾病・5事業に必要な人材の養成と確保を掲げており、特に糖尿病については、超高齢者社会の到来に伴い、糖尿病患者の増加が見込まれる中、「高齢者糖尿病」への対応や糖尿病性腎症を原因とする人工透析を予防するための「糖尿病性腎症重症化予防」への対応、さらに糖尿病の重症化による脳卒中、失明等の合併症を予防するために、軽度の糖尿病患者の療養指導を行うことができるより高度な専門性をもつ人材の育成と切れ目のない病診連携が求められている。 アウトカム指標： ①糖尿病専門医数 100人 ⇒ 103人 (R5年度末) ②熊本地域糖尿病療養指導士数 1,132人 ⇒ 1,180人 (R5年度末) ③DM熊友パス発送数 1,800冊 ⇒ 1,900冊 (R5年度末)	
事業の内容（当初計画）	熊本大学病院に配置するコーディネーター（特任助教）を中心とした以下の事業実施に対する助成 ①糖尿病専門医・日本糖尿病療養指導士の養成 ②熊本糖尿病療養指導士の養成 ③二次保健医療圏域毎に周知啓発・意見交換を実施 ④糖尿病専門医からかかりつけ医療機関（糖尿病連携医等）や熊本地域糖尿病療養指導士への訪問等による理解促進、助言指導 ⑤DM熊友パスの活用促進（パスの改定含む）及び糖尿病ネットワーク研究会等の連携促進事業や糖尿病予防事業を通じ、糖尿病重症化予防のために連携した医療提供を行う医師・歯科医師等の人材の確保 ※DM熊友パス：糖尿病患者に連携医（かかりつけ医）と専門医療機関を交互に受診することを促し、保健医療間の切れ目ないサービスを提供するための循環型のパス	
アウトプット指標（当初の目標値）	①糖尿病専門医養成 ・症例検討会 年3回 日本糖尿病療養指導士養成 ・勉強会 年6回 ・症例検討会 年1回 ・直前ゼミ 年1回	

	②熊本地域糖尿病療養指導士養成 ・講習会（研修会）開催 県内 8 か所×10 回 ③二次保健医療圏域毎の周知啓発・意見交換：10 圏域 1～3 回／年 ④訪問による理解促進、助言指導回数：10 圏域 4 回 40 回 ⑤DM 熊友パスの活用促進、連携促進事業及び糖尿病予防事業による啓発 ・糖尿病ネットワーク研究会の開催 10 圏域 1 回／1～2 年（連携強化圏域は年 1 回） ・糖尿病予防フォーラムの開催 10 圏域 1 回／1～2 年
アウトプット指標（達成値）	①糖尿病専門医養成 ・症例検討会 年 3 回 日本糖尿病療養指導士養成 ・勉強会 年 6 回 ・症例検討会 年 1 回 ・直前ゼミ 新型コロナウイルス感染症のため実施せず ②熊本地域糖尿病療養指導士養成 ・講習会（研修会）開催 講義 10 回+試験 1 回 ③二次保健医療圏域毎の周知啓発・意見交換：10 圏域（宇城、有明、山鹿、阿蘇、菊池、御船、八代、水俣、人吉、天草）で実施 ④訪問による理解促進、助言指導回数：各圏域にて実施 ⑤DM 熊友パスの活用促進、連携促進事業及び糖尿病予防事業による啓発 ・糖尿病ネットワーク研究会の開催 4 回（阿蘇、御船、八代、県全体 ハイブリット開催） ・糖尿病予防フォーラムの開催 新型コロナウイルス感染症のため実施せず
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標達成状況： ① 糖尿病専門医の数 105 人（達成） ② 熊本地域糖尿病療養指導士の数 1,192 人（達成） ③ DM 熊友パスの発送数 1,320 冊（未達成） （１）事業の有効性 患者の治療及び療養生活を支援するために糖尿病医療チームの中心となる糖尿病専門医や熊本地域糖尿病療養指導士の人材を養成している。また、連携ツールである DM 熊友パスを活用した関係者間の連携意識向上や二次保健医療圏域毎の保健医療連携体制を支援することで、多機関・多職種連携による切れ目のない保健医療サービスを住民に提供する体制を整備している。 （２）事業の効率性 コーディネーターを中心として、圏域担当医師を配置（10 圏域）し、事業を実施している。 （３）アウトプット指標の未達成について 未達成の項目が多いアウトプット指標⑤について、保健所

	が協力して実施する糖尿病予防フォーラムは新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したとはいえ、流行が継続している状況での開催は難しい状況であり、事業実施が困難となった。 一方で、糖尿病ネットワーク研究会は圏域での開催を再開しており、今後も、保健所との連携体制の強化や、コーディネーター及び圏域担当医師の役割について明確化を図り、事業の推進ができよう体制の再構築を図っていく。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 27（医療分）】 神経難病診療体制強化支援事業	【総事業費】 26,000 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本大学病院	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県内では、地域によって、神経疾患に関する知識・技能を持った医療スタッフが極めて少ない状況にある。脳神経内科の専門的知識を有さないという理由で神経難病患者の入院や転院の受け入れを敬遠する病院や診療所が存在する。また、医療－介護の連携及び神経難病に関する情報共有が不十分なため、神経難病の診療体制の構築が困難であるため、無駄な業務負担や過度な医療費の増大が発生している。 アウトカム指標： 令和5年度神経難病専門医療従事者100名（医師20名、コメディカル80名）を育成し、認定証を発行。	
事業の内容（当初計画）	熊本大学病院が行う以下の事業に対する助成 ①医療従事者に対する神経難病に関する系統的な教育及び診療支援 ②神経難病受入病院間のネットワーク構築及び情報の共有化 ③患者等を対象とした講演会等の実施	
アウトプット指標（当初の目標値）	・年間6回の講演会、ハンズオン・セミナー、ワークショップを開催。 ・脳神経内科医が少ない地域である天草圏域、阿蘇圏域、荒尾市、菊池圏域及び球磨圏域等で、神経難病に関する研修講座インターネット講演会及びDVD学習を活用した講習を実施。 ・令和3年7月に「神経難病診療センター」を熊本大学病院内に設置し、令和4年度より「神経難病診療センター」を本格運用開始。情報共有システムを活用し、神経難病レジストリーシステムを構築。 ・臨床検査技師及び脳神経内科を専門としていない医師に対して診断技術向上を目的とした、組織学的診断、質量分析による解析の実習等、神経難病診療支援を毎月実施。	
アウトプット指標（達成値）	・新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、講演会やワークショップの開催が困難となったため、DVDを用いた研修会を実施し、神経難病医療従事者を認定、修了証を発行。 ・脳神経内科医が少ない地域である球磨圏域で、神経難病に関する研修講座をハイブリット式で開催。 ・令和3年7月に「神経難病診療センター」を熊本大学病院内に設置し、令和4年度より「神経難病診療センター」を	

	本格運用開始。情報共有システムを活用し、神経難病レジストリーシステムを構築した。 ・臨床検査技師及び脳神経内科を専門としていない医師に対して診断技術向上を目的とした、組織学的診断、質量分析による解析の実習等、神経難病診療支援を毎月実施した。
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： →令和 5 年度熊本県認定神経難病医療従事者数 192 人 (医師 12 名、コメディカル 180 名) (1) 事業の有効性 DVD を活用した神経難病専門医療研修会（肥後ダビンチ塾）を開催。医師、看護師以外の医療従事者からも多数の参加があり、神経難病患者を支援する多職種の方々に神経難病の診療等に関する知識を深めてもらうことができ、神経難病診療体制の充実に図ることができた。今年度は、新型コロナウイルス感染症のリスクを考慮し、講演会の内容を収録した DVD の貸出やインターネットを利用した講演会を開催したことで、遠方からの参加者が増加した。 また、令和 3 年度に設置された熊本大学病院神経難病センターの活動として、令和 4 年度より本格的に運用を開始し、「神経難病レジストリー及びバイオバンク」へ 191 名が登録された。令和 5 年度時点での登録人数は 620 名と増加している。分野別拠点病院を中心に、医療環境を含めた情報共有や QOL を中心とした経時的な情報収集を行い、県内の難病診療の均てん化へ向けて診療体制の充実に図っている。 (2) 事業の効率性 本事業の実施に伴い熊本大学病院と他医療機関との連携が進み、熊本大学病院が中心となり、タイムリーな情報提供や他医療機関に対して診療サポートを行ったことで、神経難病患者に対して迅速かつ適切な治療が図られた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 28（医療分）】 災害医療研修強化事業	【総事業費】 1,311 千円 (内訳) R5 造成分：408 千円 R2 造成分：903 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	基幹型災害拠点病院（熊本赤十字病院）	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療関係者、有識者等で構成される「熊本地震に係る熊本県災害医療提供体制検討委員会」を中心に、熊本地震時の医療救護活動等の検証を実施。その中で、被害が大きい二次保健医療圏域において、県内外から参集した医療救護班等のコーディネート（調整）が十分でなかったこと等の課題が指摘された。そこで、二次保健医療圏域における災害医療コーディネート機能の強化を図るため、地域災害医療コーディネーターや業務調整員の養成が求められている。 アウトカム指標： 地域災害医療コーディネーター、業務調整員の養成数 ① 地域災害医療コーディネーター 28 人（令和 5 年 4 月）→28 人（令和 5 年度末） ② 業務調整員 47 人（令和 4 年度末）→50 人（令和 5 年度末）	
事業の内容（当初計画）	熊本地震時の対応の検証等を踏まえ、地域における災害医療コーディネート機能の強化等を図るため、地域（二次保健医療圏域）における行政と医療関係者が連携した災害医療コーディネート研修・訓練の実施に対する助成。	
アウトプット指標（当初の目標値）	① 研修・訓練開催数：1 回 ② 研修・訓練参加者数：30 人	
アウトプット指標（達成値）	①研修・訓練開催数：7 回 ②研修・訓練参加者数：272 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 地域災害医療コーディネーター、業務調整員の養成数 ・地域災害医療コーディネーター：8 人 ・業務調整員：7 人 （1）事業の有効性 行政と医療関係者が連携した地域レベルでの研修・訓練を実施することで、災害医療に関する知識のある医療従事者を増や	

	し、災害医療提供体制の強化を図ることができた。 (2) 事業の効率性 県と災害時に連携して活動する医療関係者が一堂に会して、災害時における実働を想定した研修等を行うことにより、効率良く災害医療に関する知識のある医療従事者数を増やすことができた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 29（医療分）】 災害歯科医療研修強化事業	【総事業費】 968 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	一般社団法人熊本県歯科医師会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県歯科医師会が平成30年3月までにまとめた熊本地震報告書では、「行政や他職種との連携体制の構築」、「災害時の歯科保健医療に関する人材育成」、「発災直後から1週間（県外支援チーム到着まで）の口腔ケアサービスを地元資源だけで行うためのシステム構築と研修実施」などが課題として整理された。そこで、災害時に、迅速かつ円滑に他職種、関係団体及び行政と連携した支援体制を構築し、発災直後から質の高い歯科保健医療を提供できるよう、平時から災害対応の知識・ノウハウを有する人材の育成が求められている。	
	アウトカム指標： 災害時の歯科保健医療を担う歯科医師等の育成：60人（令和5年度末）	
事業の内容（当初計画）	熊本地震の経験を踏まえ、災害時に実働可能な体制を整備するため、災害時の歯科保健医療を担う歯科医師、歯科衛生士等の育成や連携体制を構築するための研修会の開催に対する助成。	
アウトプット指標（当初の目標値）	①研修会開催数：2回 ②研修会参加者数：60人	
アウトプット指標（達成値）	①研修会開催数：3回 ②研修会参加者数：82人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 災害時の歯科保健医療を担う歯科医師等の育成数 82人	
	（1）事業の有効性 熊本市及び水俣圏域での意見交換会や県内全域を対象とした研修会を実施し、災害時の歯科保健医療支援活動等についての講演や参加者による災害歯科保健医療支援体制について意見交換会を行うことで、災害時の歯科保健医療を担う歯科医師等の育成及び災害時の歯科保健医療体制の整備を進めることが出来た。 （2）事業の効率性 本事業の実施に伴い、災害時の歯科医療に関する知識のある医療従事者を増やすことで、災害時の口腔状態の悪化を防ぎ、治療期間の短縮等の効率性の向上が期待できる。	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 30（医療分）】 医科歯科病診連携発展事業（がん診療）	【総事業費】 1,520 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	一般社団法人 熊本県歯科医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	がん治療に伴う口腔合併症や肺炎発症の予防を図るために口腔ケアや歯科治療を行う歯科医療機関とがん診療を行う医科との連携が求められている。	
	アウトカム指標：がん診療医科歯科連携紹介患者数 年間 2,000 人(令和5年度末)	
事業の内容（当初計画）	がん診療における医科歯科連携を県内全域に拡充するために、医科歯科連携協議会の開催や、がん診療の医科歯科連携に関わる人材育成として医師、歯科医師及び多職種に関係者を対象とした研修会開催に対する経費	
アウトプット指標（当初の目標値）	① 医科歯科連携協議会開催数 2 回 ② がん診療における医科歯科連携に係る研修開催数 ・がん診療拠点病院の医師・医療従事者対象：1 回 ・歯科医師対象：2 回 ・全体（多職種）研修：1 回	
アウトプット指標（達成値）	① 医科歯科連携協議会開催数：2 回 ② がん診療における医科歯科連携に係る研修会数 ・がん診療拠点病院の医師・医療従事者等対象：1 回 ・歯科医師対象：2 回 ・全体(多職種)：1 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医科歯科連携紹介患者数 4,441 人	
	（1）事業の有効性 がん診療における医科歯科連携体制の充実強化を図るため、医科歯科連携協議会の開催や、がん診療の医科歯科連携に関わる人材育成としてがん拠点病院の医師・医療従事者、歯科医師等を対象に研修会を行うことで、県内全域にてがん診療における医科歯科連携を進めることができている。 （2）事業の効率性 熊本県がん診療連携協議会の相談支援・情報連携部会のリーダーシップの下、県内の医科歯科連携体制が充実し、効率的な運営が図られている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 3 1 (医療分)】 看護師養成所等運営費補助事業	【総事業費】 192,343 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	県内看護師等養成所 (一般財源化された市町村立(天草市、上天草市)養成所を除く)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療の高度化・専門化及び高齢化の進展により、看護職員の需要が増大しており、安定した看護職員の養成・確保と県内定着を図ることが求められている。	
	アウトカム指標： 県内の看護師等養成所卒業者の県内就業率 75.4% (R3 年度末) ⇒80% (R5 年度末)	
事業の内容(当初計画)	県内の看護師等養成所の運営に関する助成 (県内就業率に応じた調整率を設定)	
アウトプット指標(当初の目標値)	運営費を助成する養成所数：11 養成所(15 課程)	
アウトプット指標(達成値)	運営費を助成する養成所数：10 養成所(14 課程)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内の看護師等養成所卒業者の県内就業率 75.2% (令和6年3月卒)	
	(1) 事業の有効性 県内の看護師等養成所運営に必要な経費を補助(支援)することにより、経営が安定し、教員の確保や教材の充実など看護教育の向上と充実に資するとともに、質の高い看護職員を養成・確保を図った。 (2) 事業の効率性 平成26年度より、県内就業率に応じた調整率を新たに導入し、看護師等養成所の運営を支援するだけでなく、新卒学生の県内就業の促進を図っている。 (3) アウトプット指標未達成の原因及び改善の方向性 1 養成所(1 課程)は、経営状況が良好であるため、補助金を申請するメリットが小さく例年辞退している。今後利用が必要な状況になった場合を考え、本事業の周知を行うとともに、様々な機会を見つけ県内就業率の上昇に向けた働きかけを行っていく。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 3 2（医療分）】 医療勤務環境改善支援センター事業	【総事業費】 12,830 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県（公益社団法人熊本県医師会）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	令和6年（2024年）4月からの医師の時間外労働上限規制適用開始に向けて、病院長をはじめとした医療従事者の意識改革や労働時間管理の適正化、健康確保等勤務環境改善の取組みにより、医療安全と医療提供体制の確保が求められている。 加えて、質の高い医療を提供するため、医療機関の勤務環境の改善による医療従事者の人材・健康確保及び定着が求められている。	
	アウトカム指標 勤務環境改善計画の策定病院数 103 病院（R4 年 3 月）⇒ 120 病院（R5 年度末） 病院常勤看護職員離職率（定年退職を除く） 8.9%（R3 年度）⇒ 8.2%（R5 年度末）	
事業の内容（当初計画）	医療法第30条の21の規定により県が設置する「医療勤務環境改善支援センター」の運営に対する経費	
アウトプット指標（当初の目標値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関 数：10 医療機関	
アウトプット指標（達成値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定した医療機関 数：17 医療機関	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 勤務環境改善計画の策定病院数 138 病院（R5 年度末） 病院常勤看護職員離職率 8.9%（R3 年度）	
	（1）事業の有効性 熊本県医療勤務環境改善支援センターへの相談に対して、アドバイザーによる総合的、専門的な支援を行うことができた。 （2）事業の効率性 相談対応や病院訪問のほか、熊本労働局や医療関係団体等との共催により労務管理研修会や医師の労働時間短縮計画作成セミナーを行うなど、相互に連携しながら効率的に医療機関への支援を行った。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 33（医療分）】 病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 53,688 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	県内医療機関	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員を始めとする医療従事者の確保が困難な中、子育てをしながらも安心して就業を継続できる勤務環境を整備することが求められている。 アウトカム指標： 病院常勤看護職員離職率（定年退職を除く） 9.7%（R2年度末）⇒7.3%（R5年度末）	
事業の内容（当初計画）	県内の医療機関が設置する病院内保育所の運営に必要な給与費に対する助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	病院内保育所運営補助医療機関数：24 医療機関	
アウトプット指標（達成値）	病院内保育所運営補助医療機関数 24 か所 （うち民間立 23 医療機関）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 病院常勤看護職員離職率（定年退職を除く） ⇒9.7%（令和5年度） （1）事業の有効性 病院内保育所の運営を支援することにより、看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止を図り、再就業を促進することができた。 （2）事業の効率性 当該事業より多くの助成が受けられる内閣府の企業主導型保育事業に対する助成金等の活用が可能な医療機関には、企業主導型保育事業の案内を行い、各医療機関に合った補助が行われるよう取り組んだ。 （3）アウトプット指標未達成の原因及び改善の方向性 預かり児童の減少等で補助医療機関数が減少し、目標値に達していないが、今後も引き続き要望調査を広く実施し、医療機関の実施する病院内保育所の運営を支援していく。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 34（医療分）】 医療従事者勤務環境改善施設・設備整備事業	【総事業費】 2,664 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	県内医療機関	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療の高度化・専門化及び高齢化の進展により、看護職員の需要が増大しており、安定した看護職員の確保と県内定着を促進するため、働きやすい環境の整備が求められている。 アウトカム指標：病院常勤看護職員離職率（定年退職を除く）9.7%（R2年度末）⇒7.3%（R5年度末）	
事業の内容（当初計画）	看護職員を始めとした、医療従事者が働きやすい合理的な病棟づくりのため行う施設整備及び医療従事者の業務省力化につながる設備・システムや機器等の導入に係る設備整備に対する助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	補助医療機関：5 医療機関	
アウトプット指標（達成値）	補助医療機関：4 医療機関	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 病院常勤看護職員離職率（定年退職を除く） ⇒9.7%（令和5年度） （1）事業の有効性 医療従事者が働きやすい合理的な病棟づくりのために 行う施設整備費及び医療従事者の業務省力化につながる設備・システムや機器等の導入に係る設備整備を補助（支援）することで、補助対象機関の負担を軽減し、医療従事者の確保及び県内定着促進を図った。 （2）事業の効率性 毎年度、県内病院・診療所に対して行う要望調査を踏まえ、計画的に補助対象機関を決定している。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 35（医療分）】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 4,151千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	①熊本県（公益社団法人熊本県看護協会） ②県内医療機関	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	臨床現場で必要とされる看護実践能力と看護基礎教育で習得する能力との間に乖離が生じやすく、これが新人看護職員の離職の一因となっている。そのため、新人看護職員研修を実施する職員への研修や、規模が小さく単独では実施が困難な医療機関等の新人看護職員等の研修等体制の整備が求められている。 アウトカム指標：病院新卒常勤者離職率 8.7%（R1年度末）⇒6.3%（R5年度末）	
事業の内容（当初計画）	①新人看護職員研修を行う研修責任者等を養成するための経費 ②地域の中核となる病院が、地域の中小規模の医療機関等の新人看護職員等を受け入れて行った研修に係る経費に対する助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	① 養成研修実施回数 研修責任者 1回 教育担当者 1回 実地指導者 1回 ②受入研修実施病院数 5病院	
アウトプット指標（達成値）	①養成研修実施回数 研修責任者 8回 実地指導者 8回 教育担当者 8回 ① 受入研修実施病院数 4病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 病院新卒常勤者離職率 7.3%（令和5年度） （1）事業の有効性 研修責任者を育成することにより、各医療機関の研修の質が向上、各機関間の研修体制が是正されるなど、県全体の新人看護職員の教育体制の向上に寄与した。 （2）事業の効率性 単に研修への助成を行うだけでなく、医療機関内の研修担当者を育成することにより、院内のOJTの充実など、効率的に院内全体の研修体制を強化することができた。 （3）アウトプット指標未達成の原因及び改善の方向性 受入研修実施病院数については、目標を達成していない。今後も引き続き要望調査を広く実施し、医療機関の受入研修に対する取り組みを支援していく。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 36 (医療分)】 圏域看護職員連携強化推進事業	【総事業費】 92 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者になる2025年に向け、看護職員には切れ目のない医療提供体制を支える看護実践能力が必要とされている。そのためには、地域において、急性期から回復期、維持期、そして在宅まで各医療機能に応じた看護提供体制の課題を解決するための継続した研修体制や看護職員のネットワークの構築が求められている。 アウトカム指標： 「適正・能力の不足」による離職者数（熊本市を除く） 74人/年（R元年度末）→45人/年（R5年度末） ※ナースセンター離職者調査より	
事業の内容（当初計画）	①圏域代表者等への研修に対する経費 ②県内各保健所が実施する地域の看護課題に応じた研修等の企画・実施・評価・運営に対する経費	
アウトプット指標（当初の目標値）	①圏域代表者等研修 1回 ②圏域検討会議 20回、各保健所管轄地域別の研修 20回	
アウトプット指標（達成値）	① 圏域代表者等研修 0回 ② 圏域検討会議 13回、各保健所管轄地域別の研修 13回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 「適正・能力の不足」による離職者数（熊本市を除く） 62人/年（令和5年度末） （1）事業の有効性 各圏域で検討会や研修会を実施し、看護職員の資質の向上及び看護連携の推進につながった。 （2）事業の効率性 各圏域で看護職の連携推進につながっており、地域の実情に応じた研修や検討会の開催ができています。また、他圏域の実施内容の共有や検討も行い、効率性の向上を図った。 （3）アウトプット指標未達成の原因及び改善の方向性 コロナ渦に会議等が行えておらず、4年ぶりの開催となった圏域も多く、少しずつ体制が戻りつつある状況。今後はできる限り当初の目標値となるよう感染状況に応じた各圏域での活動を支援していく。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 37（医療分）】 看護教員等継続教育推進事業	【総事業費】 2,947 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	①熊本県、②熊本県（公益社団法人熊本県看護協会）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	将来、看護職員となる看護学生には、高度医療や在宅医療等の多様な患者ニーズに対応できる高い看護実践能力が必要であるため、教育に携わる専任教員及び実習指導者の資質を向上し、効果的な指導体制を図ることが求められている。 アウトカム指標：県内出身看護学生の県内就業率 75.4%（R3年度末）→80%（R5年度末）	
事業の内容（当初計画）	①看護師等学校養成所の専任教員の看護実践指導能力の向上を図るための看護教員継続教育研修会に対する経費 ②医療機関等の実習指導担当者が、効果的な指導ができるように必要な知識と技術を習得させる実習指導者養成講習会に対する経費	
アウトプット指標（当初の目標値）	・看護教員継続教育研修会 1回開催 ・実習指導者講習会 （通常分）1回（40日）開催、受講者50人 （特定分野）0回（6日）開催、受講者20人	
アウトプット指標（達成値）	・看護教員継続教育研修会 2回開催 ・実習指導者講習会：1回（21日他eラーニング）開催 （通常分）修了者46人 （特定分野）1回（8日）開催、受講者1人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内出身看護学生の県内就業率 75.2%（令和6年3月卒） （1）事業の有効性 看護教員等の看護教育に従事する者が、定期的及び継続的に研修を受講することで、看護教育実践能力の向上につながった。また、実習施設における指導者を養成したことで、看護学生に対する実習現場でのきめ細やかな指導が可能となるなど、実習指導体制が充実した。 （2）事業の効率性 研修会の内容を看護教員とともに検討し、カリキュラムの改正により現場からの意見を踏まえた内容にしたため、より活かせる内容となった。また、オンライン研修も導入したことで、学校養成所内に複数の受講者が養成され、学校養成所全体の質向上も図られた。 （3）アウトプット指標未達成の原因及び改善の方向性 実習指導者講習会について、特定分野では例年、受講者数も少ないことから研修は行わず、研修の周知を行った。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 38 (医療分)】 ナースセンター事業	【総事業費】 28,457 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県（公益社団法人熊本県看護協会）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療の高度化・専門化及び高齢化の進展により、看護職員の需要が増大しており、看護職員の確保・定着のため、求人側と求職者のマッチング支援や、再就業の促進による人材の確保、個々のキャリアに応じ、継続して働くことができる職場環境整備等により、望まない離職を防止することが求められている。 アウトカム指標： ① ナースセンターの支援による看護職員の再就業者数 479人/年（R3年度末）⇒624人（R5年度末） ② 県内出身看護学生の県内就業率 75.4%（R3年度末）⇒80%（R5年度末） ③ 病院常勤看護職員離職率（定年退職を除く） 9.7%（R2年度末）⇒8.2%（R5年度末）	
事業の内容（当初計画）	無料職業紹介事業、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、離職者の届出、看護職の確保定着検討事業、セカンドキャリア支援研修会等	
アウトプット指標（当初の目標値）	ハローワークでの出張窓口設置数 10 か所（毎月1回以上の開設）	
アウトプット指標（達成値）	ハローワークでの出張窓口設置数 10 か所（毎月1回以上の開設）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ① ナースセンターの支援による看護職員の再就業者数 ：427人（令和5年度） ② 県内出身看護学生の県内就業率 ：75.2%（令和5年度卒） ③ 病院常勤看護職員離職率（定年退職を除く） ：9.7%（令和5年度） （1）事業の有効性 無料職業紹介事業による看護職員の就業支援を実施することにより再就業の促進につながった。また、来所、電話及びメール等による就労相談を実施し、離職防止及び再就業促進を図った。 利用者の利便性を図るため、熊本労働局及び関係ハローワークと協議を行い、県内10カ所のハローワークに出張相談窓口を開設するなどの取組みにより、就労相談件数・再就業者数は着実に増加している。 （2）事業の効率性	

	ハローワークとの連携による就業相談及び就業支援を行うことで、より多くの求職者へのきめ細かな対応が可能となった。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 39（医療分）】 潜在看護職員等再就業支援研修事業	【総事業費】 9,600 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県（公益社団法人熊本県看護協会）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療の高度化・専門化及び高齢化の進展により、医療や介護現場での看護職員の需要が増大しており、看護職員の確保の一つの方策として結婚や子育て等で離職している潜在的な看護職員の再就業を促進することが求められている。 アウトカム指標：ナースセンターの支援による再就業者数 479 人/年（R3 年度末）⇒624 人/年（R5 年度末）	
事業の内容（当初計画）	離職して臨床現場にブランクのある看護職員に対し、看護技術や最新の医療情報に関する研修を行う経費。	
アウトプット指標（当初の目標値）	①採血・注射演習会 23 回（受講者数：延べ 100 人） ②再就業支援看護技術研修会 12 回（受講者数：延べ 143 人） ③フォローアップ研修会 1 回（受講者数：延べ 21 人）	
アウトプット指標（達成値）	①採血・注射演習会 22 回（受講者数：延べ 101 人） ②再就業支援看護技術研修会 15 回（受講者数：延べ 226 人） ③フォローアップ研修会 1 回（受講者数：延べ 13 人） ※新型コロナウイルス感染防止のため回数減	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ナースセンターの支援による再就業者数 ⇒ 427 人（令和 5 年度） （1）事業の有効性 再就業を目指す潜在看護職が研修会を受講し、知識や技術の再確認を行うことで、復帰後の不安が軽減され、再就業の促進が図られた。 （2）事業の効率性 テーマ別に研修会を開催したことで、個人に必要な研修を選択することができ、それぞれの研修内容が充実した。 （3）アウトプット指標未達成の原因及び改善の方向性 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、演習会及び研修会の参加者の数を制限しての開催となった。今後も感染状況に応じて、できる限り当初の目標値となるよう実施していく。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 40（医療分）】 高校生の一泊看護体験・看護学生体験	【総事業費】 1,856 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県（公益社団法人熊本県看護協会）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療の高度化・専門化及び高齢化の進展により、看護職員の需要が増大しており、看護職員の確保・定着が喫緊の課題である。一方、少子化により労働人口の減少が懸念される中、早期から看護への興味関心を高めるための働きかけを実施し、次世代を担う看護職員に繋げることが求められている。	
	アウトカム指標：県内出身者看護学生の県内就業率 75.4%（R3年度末）⇒80.0%（R5年度末）	
事業の内容（当初計画）	高校生を対象とした看護師等学校養成所及び医療機関における一泊看護学生と一泊看護の体験、看護職員による学生向け出前講座及び進路指導担当者向け説明会に対する経費。	
アウトプット指標（当初の目標値）	①一泊看護体験 体験者数：延べ800人 ③一泊看護学生体験 体験者数：延べ200人 ④学生への出前講座 受講者数：延べ300人（10校） ⑤進路指導担当者向け説明会 受講者数：延べ30人（2校）	
アウトプット指標（達成値）	① 一泊看護体験 体験者数：452人 ② 一泊看護学生体験 体験者数：187人 ③ 学生への出前講座 受講者数：102人 ④ 進路指導担当者向け説明会 受講者数：10人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内出身看護学生の県内就業率 75.2%（令和6年3月卒）	
	（1）事業の有効性 夏休み期間中に高校生を対象とした体験を実施し、多くの生徒に看護職員を目指すきっかけをつくることができた。 （2）事業の効率性 看護学生体験も実施したことにより、看護職への単なる憧れではなく、具体的な進路についても周知することができた。 （3）アウトプット指標未達成の原因及び改善の方向性 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、感染防止のため事業の中止及び体験者数の制限を行った。今後も感染状況に応じて人数制限や開催回数を検討し、できる限り当初の目標値となるよう実施していく。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 4 1 (医療分)】 看護師等修学資金貸与事業	【総事業費】 64,562 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に向け、住み慣れた地域や在宅における医療提供体制の充実を実現させるためには、看護職員の確保が喫緊の課題であり、看護学生の県外流出の防止やUターン・Iターン者の県内就業の促進に加え、人材確保が深刻な地域や中小規模医療機関への就業促進が求められている。	
	アウトカム指標：県内出身者看護学生の県内就業率 75.4% (R3 年度末) ⇒80% (R5 年度末)	
事業の内容（当初計画）	保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する学校養成所の在学者に対する修学資金	
アウトプット指標（当初の目標値）	学校養成所在学者への修学資金貸与 170 人 （内訳） ① 県内学生一般枠（県内全域への就業希望者） 80 人 ② 地域枠（熊本市を除く地域への就業希望者） 90 人	
アウトプット指標（達成値）	学校養成所在学者への修学資金貸与 166 人 （内訳） ① 県内学生一般枠（県内全域への就業希望者） 50 人 ② 地域枠（熊本市を除く地域への就業希望者） 116 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内の看護師等学校養成所卒業者の県内就業率（進学除く） 62.0%（令和 5 年度卒）	
	（１）事業の有効性 養成所在学者には、ひとり親世帯や就業しながら修学する等経済的な理由を抱える学生・生徒も多い。県内指定医療機関の就業を免除条件とした本修学資金を貸与することにより、県内就業予定の看護学生の資格取得促進ができた。 （２）事業の効率性 県外の養成所へも周知を図り、県内に就業を希望する県外養成所在学者からの申し込みも増加した。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 4 2 (医療分)】 小児救急医療拠点病院運営事業	【総事業費】 72,646 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	一般社団法人熊本市医師会（熊本地域医療センター） 一般社団法人天草郡市医師会（天草地域医療センター）	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	小児科医が不足している地域があるため、入院を必要とする重症の小児患者を、24 時間 365 日体制で受け入れる小児救急医療拠点病院の整備が求められている。	
	アウトカム指標： ① 熊本地域医療センター 小児科医数 5 名（令和 4 年度末）⇒ 5 名（令和 5 年度末） ② 天草地域医療センター 小児科医数 3 名（令和 4 年度末）⇒ 3 名（令和 5 年度末）	
事業の内容（当初計画）	小児救急医療拠点病院の医療従事者確保のための運営に対する助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	運営費を補助する小児救急医療拠点病院数 2 病院	
アウトプット指標（達成値）	運営費を補助する小児救急医療拠点病院数 2 病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ③ 熊本地域医療センター 小児科医数 5 名（令和 2 年度末）⇒ 5 名（令和 5 年度末） ③ 天草地域医療センター 小児科医数 2 名（令和 2 年度末）⇒ 3 名（令和 5 年度末）	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者への医療を確保することができた。 （2）事業の効率性 本事業により小児救急医療体制が効率的に整備できた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 4 3 (医療分)】 子ども医療電話相談事業	【総事業費】 22,809 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県（公益社団法人熊本県医師会）	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	夜間や休日に、子どもが急に病気になったり、ケガをした場合に、対処方法や応急処置について保護者が相談できる体制を整備することで、救急医療現場の医療職が疲弊なく診療できる体制づくりが求められている。 アウトカム指標: 急病により救急搬送される乳幼児の軽症者割合 58.9%（令和 4 年末見込み）⇒ 58.5%（令和 5 年末）	
事業の内容（当初計画）	夜間や休日にかきた子どもの急な病気の対処や怪我の応急処置について看護師等による電話相談を実施する経費。	
アウトプット指標（当初の目標値）	子ども医療電話相談の相談件数 20,000 件（令和 4 年度見込み）⇒20,000 件（令和 5 年度）	
アウトプット指標（達成値）	子ども医療電話相談の相談件数 17,008 件（令和 3 年度末）⇒24,711 件（令和 5 年度末）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 急病により救急搬送される乳幼児の軽症者割合 57.6%（令和 4 年度） （1）事業の有効性 夜間の急な子どもの病気について相談対応することで、保護者の不安軽減を図ることができる。ひいては、適正な受診につながる。 （2）事業の効率性 適切な相談対応のできるスキルの高い相談員の確保と、相談員が判断に迷う場合のバックアップ体制がある団体に委託することで、効率的な運営につながっている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 44（医療分）】 産科・小児科体制強化事業	【総事業費】 140 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本大学病院、熊本県、県内分娩取扱医療機関	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県で特に不足している産科・小児科医師等の確保を図ることは、喫緊の課題であり、医師数の増加と処遇改善が求められている。 アウトカム指標： ・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 9.0 人（令和 5 年度） ・医療施設従事小児科医師数 267 人（令和 3 年）→268 人（令和 5 年）	
事業の内容（当初計画）	①県内医学生・臨床研修医の産科又は小児科学会等への参加費用助成 ②東京などで開催される合同説明会等における産科・小児科医師のリクルート活動経費	
アウトプット指標（当初の目標値）	・産科又は小児科学会等へ参加した県内医学生・臨床研修医数：30 人 ・県外合同説明会等における産科・小児科リクルート回数：1 回	
アウトプット指標（達成値）	・産科又は小児科学会等へ参加した県内医学生・臨床研修医数：2 人 ・県外合同説明会等における産科・小児科リクルート回数：1 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 8.8 人（令和 4 年度） ・医療施設従事小児科医師数 263 人（平成 30 年）→262 人（令和 4 年） （1）事業の有効性 県内医学生・臨床研修医が学会等に参加したことにより、当該医療機関に所属する学生等の医師養成や処遇改善へとつながった。一方でアウトプット指標及びアウトカム指標は未達成となったため、No. 23 等の産科医等確保施策を総合的に進めていく。 （2）事業の効率性 対象医療機関に対して制度周知を確実に行うことで、医師確保を行う施設への支援を図ることができ、医学生・臨床研修医の処遇改善等につなげることができた。一方、目標達成のため、更なる制度周知等を行い、産科医等の確保につなげ	

	ていく。
その他	

事業名	【No. 4 5（医療分）】 臓器移植院内コーディネーター連携構築事業	【総事業費】 4,213 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	日本では、臓器移植法施行後も依然として移植希望者（約 14,000 人）に対して臓器提供数が少なく、実際に移植に至るのは年間約 400 人に留まっている。臓器提供数が増加しない理由として、脳死下臓器提供可能施設が限定されること、臓器提供意思表示率が低いこと等が挙げられる。そのような中、早い段階からドナー候補者情報を把握し、ドナー候補者の家族へ臓器提供に関する適切な情報提供を行うとともに、院内の啓発、問い合わせに即応できる院内コーディネーター（以下「院内 Co」という。）の必要性が高まっている。 また、県内では、臓器提供の申出があった場合、県臓器移植コーディネーターが中心となり、当該施設が設置した院内 Co と連携し、患者本人や家族の希望に寄り添った円滑な臓器提供・あっせんが行える体制整備を進めているが、臓器提供症例が非常に少ない中、実際に臓器提供症例を経験したことのある院内 Co は非常に限られており、本来求められるノウハウに乏しいことが課題となっている。さらに、臓器移植コーディネーターと異なり、院内 Co の育成・資質向上に係る全国的な研修体制等も整備されていないこと、また各施設の院内 Co は、医師、看護師をはじめ他の従来業務と兼務であるため、臓器提供に係る研修等を受ける機会も少ないことが、適切な情報提供に関するノウハウを身に着けた院内 Co の確保を困難にしている。 以上のことから、県内医療機関における院内 Co の更なる確保と院内 Co の資質向上が必要である。※令和 5 年 2 月末現在の院内 Co. 数（38 医療機関、139 名） アウトカム指標： 患者の容態に応じた臓器提供に係る適切な説明の機会を確保する。 臓器提供に係る情報提供件数：14 件（R4. 12 月時点）→19 件（R5 末） 県内の医療機関における院内コーディネーター数を増やす。	

	院内 Co 設置数：139 名（R5.2 月末）→145 名（R6.3 月末）
事業の内容（当初計画）	研修や症例検討により、実対応経験の少ない院内 Co. を養成し質を向上させることで、患者の容態に応じた臓器提供に係る適切な説明の機会を確保する。また、院内 Co. 未設置の医療機関に対する院内体制整備の支援を行う。 これらにより、臓器提供者及び提供施設数の増加を図る。
アウトプット指標（当初の目標値）	①移植医療推進ネットワーク協議会の開催 2 回 ②教育訓練 ・院内コーディネーター地域研修会（3 回／年） ・院内コーディネーター外部研修（20 名／139 人）
アウトプット指標（達成値）	①移植医療推進ネットワーク協議会の開催 3 回 ②教育訓練 ・院内コーディネーター地域研修会（3 回／年） ・院内コーディネーター外部研修（35 名／143 人）
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内における臓器提供に係る情報提供数 24 件／年（R5 年度末）⇒25 件／年以上（R6 年度末） （１）事業の有効性 県内における臓器提供体制の充実を図るため、県内の五類型施設の救急医等による移植医療推進ネットワーク協議会移植医療施設部会を開催し、県内外における臓器提供症例検討を通じた課題の共有・解消を図るとともに、院内コーディネーターを対象とした研修会や学会等への参加支援を行うことで、移植医療に携わる人材育成、各医療機関における臓器提供に関する情報提供体制構築を進めることができた。 なお、一部院内コーディネーター設置医療機関の廃止等により設置数は目標を下回ったが、院内コーディネーター数は増加しており、また情報提供件数としては目標を達成することができた。 （２）事業の効率性 県内における臓器提供数が少ない中においても、移植医療施設部会や研修会を通じて、ドナー候補者家族に対する選択肢提示の在り方や課題の検証等を行うことで移植医療に関する情報共有が進み、県内医療機関間の連携強化につながった。 また、先進地研修や学会派遣を通じて、県内の五類型施設における院内コーディネーターの資質向上につながり、情報提供件数及び臓器提供数の増加につながった。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 4 6（医療分）】 夜間安心医療電話相談事業	【総事業費】 4,317 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	夜間に急な病気やケガをしたときに、医療機関を受診する必要があるか判断に迷う患者は多い。また、本県では診療時間外の受診率が全国で最上位であるにもかかわらず、医療従事者の夜勤体制が手薄であることから、県民の不急な受診による医療従事者の負担が増大している。	
	アウトカム指標： 電話相談による診療時間外の受診数の減少 700 件（令和 4 年度見込み）⇒ 750 件（令和 5 年度）	
事業の内容（当初計画）	夜間に県民が急な病気やけがをしたときに、夜間の医療機関受診の必要性や応急手当の方法等を相談員がアドバイスすることにより、不安な県民に安心を提供するとともに、医療従事者の負担軽減を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	電話相談件数 2,600 件（令和 4 年度見込み）⇒2,800 件（令和 5 年度）	
アウトプット指標（達成値）	電話相談件数 4,873 件（令和 5 年度末）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 電話相談による診療時間外の受診数の減少（R3 から記載） 2,173 件	
	（１） 事業の有効性 夜間の急な病気やケガについて相談対応することで、不安軽減を図ることができる。ひいては、適正な受診につながる。 （２） 事業の効率性 夜間の急な病気やケガについて相談対応することで、受診の必要性や医療機関の案内ができ、相談者が効率的に適正な選択ができる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 47（医療分）】 看護職キャリア支援事業	【総事業費】 10,000 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	国立大学法人熊本大学	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療需要の高度化・多様化に伴う専門性の高い看護職養成の需要の高まりに加え、看護職の充足状況やキャリア支援体制には地域偏在が見られることから、今後の地域医療構想の進展による病床機能の分化・連携の必要性を踏まえ、地域や医療機能（領域）の異なる看護を学ぶ機会を創出し、病院間の連携強化を通じた看護職のキャリア形成支援の体制構築が求められている。 また、医療依存度の高い患者の円滑な在宅医療を進めるには、医療機関や在宅関連施設、訪問看護ステーション等に勤務する看護職員の看護実践能力の向上が不可欠であり、そのための相談支援・研修体制を推進することが求められている。 アウトカム指標： ・県が指定する県内 15 全ての地域医療拠点病院において、1 回（人）の相互派遣研修を実施（1 年当たり 3～4 人、通算 5 年で 15 人） ・居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率 11.1%（H31 年 3 月）→ 12.2%（令和 6 年 4 月）	
事業の内容（当初計画）	熊大病院と県が指定する県内 15 の拠点病院間での看護職相互派遣研修や、在宅療養に携わる訪問看護師向けの研修等、県下全域における看護職キャリア形成支援の中核的役割を担う「熊本県看護職キャリア支援センター」を熊大病院内に設置する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・看護職の相互派遣研修：4 人（病院） ・相談システムによる地域の看護職支援：20 件 ・オンライン研修受講者：延べ 1,500 件 ・訪問支援：5 件、圏域のニーズに応じた地域版研修：4 回	
アウトプット指標（達成値）	・看護職の相互派遣研修：4 人（病院）（R5 年度） ・相談システムによる地域の看護職支援：18 件 ・オンライン研修受講者：延べ 1,506 件 ・訪問支援：0 件、圏域のニーズに応じた地域版研修：0 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・県が指定する県内 15 全ての地域医療拠点病院において、1 回（人）の相互派遣研修を実施（1 年当たり 3～4 人、通算 5 年	

	で 15 人) ・ 居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率 13.8% (R5 年 4 月) → 14.7% (令和 6 年 4 月)
	(1) 事業の有効性 医療依存度の高い患者の在宅療養に関わる看護支援では、実践的なケアを習得できる研修となり、実践能力の向上につながった。 (2) 事業の効率性 研修をオンデマンドで行うことで、より多くの看護職が受講できるよう研修体制の効率性を図った。 新型コロナウイルス感染症の影響で、看護職の研修受講者が減少していたが、新規で参加した施設や毎年参加している施設もあるため、今後も研修生からのニーズに応じた支援を行っていく。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 49（医療分） 歯科衛生士確保対策事業	【総事業費】 2,000 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	一般社団法人熊本県歯科医師会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	慢性的な歯科衛生士不足の中、少子高齢社会に伴う高齢者、障がい児者等の歯科医療ニーズが増大し、歯科診療所だけでなく、施設や自宅等の在宅分野での歯科衛生士のニーズも高まっている。さらに歯科衛生士が対応する歯科医院での口腔ケア（予防）ニーズが高まっている。 アウトカム指標： 県内歯科衛生士数 2,600 人（R5 年度） 歯科衛生士受験者数 124 人（R5 年度）	
事業の内容（当初計画）	歯科衛生士確保のために県歯科医師会が実施する職業説明会、離職防止研修会、復職支援研修等への助成。	
アウトプット指標（当初の目標値）	①高校の進路指導教員や保護者に対する職業説明会の開催 3回 ②歯科医師等に対する就業歯科衛生士の離職防止のための研修会等の開催、就業規則の作成等支援 2回 ③インターンシップの実施、再就業支援、合同説明会 1回 ④歯科衛生士の周知 県や市町村広報依頼 2回	
アウトプット指標（達成値）	①高校の進路指導教員や保護者に対する職業説明会の開催 7回 ②歯科医師等に対する就業歯科衛生士の離職防止のための研修会等の開催、就業規則の作成等支援 1回 ③インターンシップの実施、再就業支援、合同説明会 6回 ④歯科衛生士の周知 県や市町村広報依頼 14回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・県内の就業歯科衛生士数 R4年：2,766 人 （1）事業の有効性 歯科医師会が行う歯科衛生士確保の取組みを総合的に支援することで、歯科衛生士の確保や離職防止、歯科医療提供体制確保につなげる。 （2）事業の効率性 新卒・再就業などそれぞれの分野に合わせた説明会を実施したことで、歯科衛生士就業者数が増加した。	
その他		

(事業区分 5 : 介護従事者の確保に関する事業)

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【介護 NO. 1】 介護職員勤務環境改善支援事業（介護ロボット等普及啓発）	【総事業費】 27 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日 □継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護ロボット及び I C T（以下「介護ロボット等」という。）を利用することは介護従事者の身体的負担軽減や介護業務の効率化を可能とするものであり、介護従事者が継続して就労するための環境整備に有効であるが、介護ロボット等は価格が高価であるほか、導入によるメリットに関する認知度が低いこと、操作の難しさから使用にハードルを感じてしまうこと等から、導入に消極的な事業所もある。	
	アウトカム指標：県内介護従事者の負担軽減による離職者の減少	
事業の内容（当初計画）	介護ロボット等の導入による介護職員の負担軽減等のメリットや実践的な活用方法を浸透させるため、効果的に使用している事業所の成功事例の紹介やセミナーの開催、介護ロボット等貸出、専門家の派遣等により、普及啓発を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	県内の 2 事業所に対して専門家の派遣を行うとともに、5 事業所に対して介護ロボット等の貸出を行う。	
アウトプット指標（達成値）	新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、事業は中止したが、介護現場における生産性向上に係る先進的な取組の視察等を行った。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、事業を中止した。	
	（1）事業の有効性	
	（2）事業の効率性	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【介護 NO.2】 有料老人ホーム運営研修事業	【総事業費】 4 千円
事業の対象となる区域	県内全域（熊本市を除く。）	
事業の実施主体	熊本県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる良質な住まいの確保を図る必要がある。	
	アウトカム指標：有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅における、サービスの質の向上に繋がる。	
事業の内容（当初計画）	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅の経営者・施設長等を対象として、従業者の労務管理などの施設運営上の留意点について、社会保険労務士などの有識者や事業者を招いた講義等による集団指導を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	集団指導年1回開催 集団指導参加施設数：236（施設数（296）の8割）	
アウトプット指標（達成値）	集団指導年1回開催 集団指導者参加施設数：271	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 観察できた → 指標：271施設が参加 県内の施設に対し、統一的な指導を実施することで、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに寄与した。	
	（1）事業の有効性 施設長等に対して定期的な集団指導を実施することにより、有料老人ホーム事業の意義や重要性を再認識し、高齢者が安心して生活できる住まいの確保を図る。 （2）事業の効率性 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインを用いた研修を実施し、会場借り上げ料の削減をすることで経費の節減を図った。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【介護 NO. 3】 介護福祉士を目指す留学生への日本語 学習支援事業	【総事業費】 1,327 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	介護福祉士養成施設	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	留学生に介護福祉士を取得してもらい、介護人材としての定着を図る	
	アウトカム指標：介護福祉士を目指す留学生の国家試験合格率 60%	
事業の内容（当初計画）	介護福祉士養成施設に在学する留学生に対し、カリキュラム外で日本語の習得のための講座等を行う	
アウトプット指標（当初の目標値）	日本語検定 N2 相当の日本語レベルの習得	
アウトプット指標（達成値）	日本語検定 N2 相当の日本語レベルの習得	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった 観察できた → 指標：介護福祉士を目指す留学生の国家試験合格率 53.8%	
	（１）事業の有効性 国家試験の合格には留学生の日本語能力が大きく影響しており、日本語能力の高い留学生ほど合格率が高いため、本事業で日本語能力を習得することが重要となっている。令和 6 年 1 月に行われた国家試験では、13 名の受験者のうち 7 名が合格した。 （２）事業の効率性 養成校毎に事前に年間カリキュラムを策定することで、計画的に日本語が習得できる環境づくりを行っている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【介護 NO. 4】 介護福祉士を目指す留学生受入促進事業	【総事業費】 1,174 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	介護福祉士養成施設協会九州ブロック熊本支部	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護福祉士養成施設への外国人留学生の受入促進	
	アウトカム指標：外国人留学生の入学者数 20 名（令和 5 年度）	
事業の内容（当初計画）	海外において県内介護福祉士養成施設の PR を実施	
アウトプット指標（当初の目標値）	海外における PR 1 回	
アウトプット指標（達成値）	現地日本語学校等を訪問し、留学生受入について PR を実施（ミャンマー 2 回訪問）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった 観察できた → 指標：外国人留学生の入学者数 24 名	
	（1）事業の有効性 介護福祉士養成施設が中心となり介護関係団体とのコンソーシアムを結成し、受入から就職までの体制を構築することにより、留学生を増加させる。 （2）事業の効率性 コンソーシアム間で連携し、受入れ体制の充実を図っている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【介護 NO.5】 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業	【総事業費】 6,875 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護施設等は自力避難困難な方が多く、利用者の安全を確保するための十分な対策を講じる必要がある。	
	アウトカム指標：介護施設等の防災力向上の推進 (ワークショップ等参加者数 172 名 (R5.3 末時点))	
事業の内容 (当初計画)	災害に備えた施設職員向け防災力向上研修及び BCP 策定等に係るワークショップを実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	防災力向上研修等の開催 年4回	
アウトプット指標 (達成値)	防災力向上研修等の開催 ・ BCP 策定・実践支援講座の開催 計5回 (4地域、オンライン) ・ BCP 実践特別講座の開催 計2回 (1地域、オンライン) ・ BCP 策定・実践支援講座後の個別相談会の開催 ・ オンライン個別相談の実施	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 観察できなかった ☒ 観察できた → 指標：介護施設等の防災力向上の推進 (講座参加者数：541 人、個別相談参加者数：88 人)	
	(1) 事業の有効性 サービス種別ごとに支援講座を開催するなどにより、参加者の約8割が「大変参考になった」としており、各施設が災害に備えるための BCP 策定・実践への支援や災害時における対応力の向上に寄与した。 (2) 事業の効率性 講座にオンラインでも参加できるようにしたほか、参加できなかった施設でも後日内容を確認できるよう、県ホームページに動画を掲載し、BCP 策定への支援の強化を図った。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【介護 NO.6】 介護の魅力発信プロジェクト事業	【総事業費】 8,775 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴う需要増に追いつけない形で介護人材不足が生じており、介護の仕事に対するイメージ向上を図る。	
	アウトカム指標：介護職員数 32,900 人	
事業の内容（当初計画）	事業所の優れた取組みや現役介護職員へのインタビュー等の動画作成、介護に関する情報を発信するワンストップサイトやSNS等の運営	
アウトプット指標（当初の目標値）	特設サイトのPV 10,000 件／年	
アウトプット指標（達成値）	特設サイトのPV	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 観察できなかった 観察できた → 指標：介護職員数	
	（1）事業の有効性 事業所の優れた取組や現役介護職員へのインタビュー動画を作成し、ワンストップサイトに掲載することで、介護の魅力を発信した。 （2）事業の効率性 インスタグラム等のSNS等の活用やウェブ広告等によるデジタルマーケティングを行うことで、ターゲット層へ効果的な魅力発信を実施した。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【介護 NO. 7】 外国人介護福祉士候補者受入施設学習 支援事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	少子高齢化の進行に伴う介護人材不足により、外国人介護人材の確保が喫緊の課題となっていることから、経済連携協定(EPA)に基づく介護福祉士候補者介護福祉士の資格を取得してもらい、介護人材としての定着を図る。	
	アウトカム指標：介護福祉士国家試験合格率 65.4 パーセント（全国平均レベル）	
事業の内容（当初計画）	候補者に対する日本語学習の支援（講師派遣、日本語学校への通学助成等）や介護分野の専門知識の学習支援（模擬試験、介護技術講習会等）を実施。	
アウトプット指標（当初の目標値）	国家試験受験相当レベルの日本語能力及び介護分野の専門知識の向上	
アウトプット指標（達成値）	対象者数の減により、事業者が補助金申請を取り下げたため、事業未実施	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった 観察できた → 指標：	
	（１）事業の有効性 （２）事業の効率性	
その他	対象者数の減により、事業者が補助金申請を取り下げたため、事業未実施	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【介護 NO.8】 技能実習生等介護人材受入支援事業	【総事業費】 1,638 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	技能実習生や特定技能介護外国人の介護現場での介護人材としての定着を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 外国人介護人材の日本語レベル及び介護技術の向上	
事業の内容（当初計画）	日本語学習や介護技術の向上につながる全体研修や個別支援を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	日本語学習や介護技術向上に係る全体研修2回、個別支援7回（令和4年度実績以上）	
アウトプット指標（達成値）	日本語学習や介護技術向上に係る全体研修2回、個別支援10回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 観察できなかった → 研修の実施により、日本語での円滑なコミュニケーションや介護技術の向上に寄与するとともに、日本語試験等への支援に繋がったと推察される。	
	（1）事業の有効性 同質的な内容を効率よく提供できる集団研修の実施と、技能実習生等の事業所へ訪問し、日本語学習や介護技術をマンツーマンで指導する個別支援を実施することで、技能実習生等に対するより効果的な学習支援を実施することができた。 （2）事業の効率性 介護分野における外国人材の受入れ制度に対する知識を有し、かつ外国人介護人材に対する日本語学習及び介護技術の研修実績がある団体が研修を実施することで、効果的な研修内容の検討や講師の選定等において、効率的に事業を進めることができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【介護 NO.9】 介護職員等のためのたんの吸引等研修事業	【総事業費】 2,673 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	熊本県（委託先：一般財団法人 保健福祉振興財団）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	たんの吸引等が必要な利用者の在宅療養を可能にするために、介護職員等が喀痰吸引等の日常の医療的ケアを実施できる人材の育成が必要。	
	アウトカム指標：認定特定行為従事者認定証発行数（新規）の維持：172 枚以上（令和4年度実績以上）	
事業の内容（当初計画）	たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成するための喀痰吸引等研修を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	たんの吸引等研修（第三号）基本研修（講義＋シミュレーター演習）の修了者数の維持：67 人以上（令和4年度実績以上）	
アウトプット指標（達成値）	たんの吸引等研修（第三号）基本研修（講義＋シミュレーター演習）の修了者数：51 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 観察できた→たんの吸引等を行うことができる従事者の増加につながった。	
	（1）事業の有効性 高齢者及び障がい児者を対象とした事業所の職員の他、教職員等が研修を受講しており、自宅以外の学校や通所事業所等でたんの吸引等が必要となった場合においても、たんの吸引等を受ける体制が整ってきている。 （2）事業の効率性 喀痰吸引等の制度を熟知している事業者に業務委託することで、県下全域において、一定レベルの研修が実施できている。	
その他		

(事業区分 6 : 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業)

事業の区分	6. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	
事業名	【No. 50 (医療分)】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 39,877 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	各医療機関	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	令和 6 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、特に勤務の労働時間短縮等による働きやすく働きがいのある職場づくりに向けた勤務環境改善の取組みを着実に推進することで、医療従事者の健康確保と医療安全、地域の医療体制の確保が求められている。 アウトカム指標： ・ 特定行為研修を受講した看護師数の増加 R2 年 12 月：46 人 (※受講中含む) → R5 年度末：174 人	
事業の内容 (当初計画)	地域医療に特別な役割があり、かつ、過酷な勤務環境である と県知事が認める医療機関が策定した「勤務医の負担軽減及び 処遇の改善に資する計画」に基づく取組みに要する経費に対 する助成。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	補助対象医療機関数 5 病院	
アウトプット指標 (達成値)	補助医療機関数 3 病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・ 特定行為研修を受講した看護師数 R5 年 7 月：61 人 (※受講中含む) (1) 事業の有効性 医療機関が行う労働時間短縮等の取組みを総合的に支援し、勤務環境改善を推進することで、医師等従事者の離職防止と地域の医療提供体制確保につなげる。 (2) 事業の効率性 地域医療に特別な役割があり、かつ、過酷な勤務環境である医療機関に対し助成を行うことで、より効率的に勤務環境の改善 ことができる。	
その他		